



第4期

伊勢原市障害者計画・障害福祉計画（案）

平成27年度～平成29年度



「障害」の表記について

本計画を策定するにあたり、「障害」のひらがな表記について社会福祉審議会及び「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」（策定委員会）等で意見があり、検討しましたが、本市全分野に影響することでもあり、結論までに至りませんでした。今後、全庁的に検討することとし、本計画においては従前どおり「障害」の表記を継続することとしました。

なお、「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」は、市の附属機関等ではないため委員の総意により、平成26年4月に「障がい」と表記した名称に変更しました。

 伊勢原市／保健福祉部 障害福祉課

神奈川県伊勢原市田中 348 番地 〒259-1188 Tel 0463-94-4711

ISEHARA CITY 348 Tanaka, Isehara, Kanagawa, 259-1188 Japan Tel. 0463-94-4711 <http://www.city.isehara.kanagawa.jp/>



目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	伊勢原市の障害者を取り巻く現状と課題	4
	（1）身体障害者数の推移（身体障害者手帳交付者数）	4
	（2）知的障害者数の推移（療育手帳交付者数）	4
	（3）精神障害者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付者数）	5
	（4）自立支援医療（精神通院）医療受給者証の交付件数	5
	（5）特定疾患医療受給者証の交付数	6
	（6）障害支援（程度）区分認定者数	6
	（7）障害者相談の推移	7
3	計画の位置づけ	9
	（1）法制度における位置づけ	9
	（2）計画体系における位置づけ	9
	（3）計画の期間	10
4	計画の策定体系	10
	（1）伊勢原市社会福祉審議会	10
	（2）伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（策定委員会）	10
	（3）実態・意向調査の実施	11
	（4）パブリックコメント（意見募集）の実施	11

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	12
2	基本視点	12
3	基本目標	13

第3章 分野別施策の基本的方向

1 施策の体系図	15
2 施策の実施	16
(1) お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる	
① 相互理解の促進	16
② 権利擁護の推進	18
③ 障害を理由とする差別の解消の推進	20
④ 虐待の防止	22
(2) 障害のある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる	
① 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の充実	24
② 地域の支え合い活動の推進	28
③ 文化活動・レクリエーション・スポーツ等の振興	30
④ 防災・緊急時対策の推進	33
(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる	
① 情報提供の充実	36
② 相談支援体制の充実	37
③ 地域生活支援サービスの充実	40
④ 障害児・発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実	44
⑤ 就労への支援	47
⑥ 外出への支援	50
⑦ 障害者施設の整備	52
⑧ 経済的自立への支援	53
⑨ 保健・医療の充実	55
(4) 安心して生活できるまちをつくる	
① 住まいの場の整備	57
② 生活環境のバリアフリー化	58

第4章 障害福祉サービスの充実（障害福祉計画）

1 障害福祉サービスの見込み量と確保策

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	60
（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行	61
（3）地域生活支援拠点等の整備	61
（4）福祉施設から一般就労への移行等	62
① 福祉施設から一般就労への移行者数	62
② 就労移行支援事業の利用者数	64
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	65
（5）児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備	65
（6）障害福祉サービス等の見込み	66
① 訪問系サービス	66
② 日中活動系サービス	
ア 生活介護	68
イ 自立訓練（機能訓練）	69
ウ 自立訓練（生活訓練）	70
エ 就労移行支援	71
オ 就労継続支援（A型）	72
カ 就労継続支援（B型）	73
キ 療養介護	74
ク 短期入所	75
③ 居住系サービス	
ア 共同生活援助（グループホーム）	76
イ 施設入所支援	77
④ 相談支援	
ア 計画相談支援	78
イ 地域移行支援	80
ウ 地域定着支援	81
⑤ 障害児系サービス	
ア 障害児通所支援	82
イ 障害児相談支援	85

(7) 地域生活支援事業の見込み	86
① 理解促進研修・啓発事業	86
② 自発的活動支援事業	87
③ 相談支援事業	87
④ 意思疎通支援事業	89
⑤ 日常生活用具給付事業	90
⑥ 手話奉仕員養成研修事業	91
⑦ 移動支援事業	92
⑧ 地域活動支援センター	93
⑨ 訪問入浴サービス事業	94
⑩ 日中一時支援事業	95
⑪ 社会参加促進事業	96
ア 点字、声の広報等発行事業	96
イ 自動車運転免許取得費用の助成	96
ウ 自動車改造費の助成	97
エ 重度障害者移送サービス事業	98

第5章 計画の円滑な推進

1 計画目標の達成に向けた推進体制の整備	99
2 計画の進行管理及び点検・評価	99

資料編

1 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱	100
2 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿	103
3 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会企画運営会議名簿	104
4 計画策定の経過	105
(1) 伊勢原市社会福祉審議会	105
(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会	105
(3) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会企画運営会議	106
5 用語解説	108
6 伊勢原市内障害福祉サービス等事業所一覧	112

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、前計画（平成24年度から平成26年度の計画期間）において「健康で生きがいのあるまちづくり」を目標に、すべての市民が健康で安心して暮らすことができ、市民一人ひとりの個性と主体性が尊重される地域社会を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。その後には「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の制定、障害者権利条約への批准など、この10年近くの間数多くの法律が制定されたことにより、障害者に関する施策の更なる充実が求められることになりました。

これまでの障害者福祉施策は、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が地域社会の中で共に生活ができる「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者のライフステージにおいて、人としての本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の基本理念の下に施策展開が図られてきました。

また近年では、すべての人が地域社会の中で様々なニーズに応じた支援や機会を得ることができ、そして、障害者が本来もっている力を引き出し、発揮できる（エンパワメント）という考え方が重要視されています。

このようなことから、本計画は前計画の理念を継承するとともに、国の動向、社会情勢、ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者の自立と社会参加の支援等に向けた本市の障害者施策の一層の推進を図り、障害のある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

※文中の下線 _____ 部分の解説は、P108 用語解説 をご覧ください。

【障害福祉施策に関する、近年の主な法律の施行等について】

平成17年4月「発達障害者支援法」の施行

発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行なう体制の整備など。

平成18年4月「障害者自立支援法」の施行

身体障害、知的障害、精神障害の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

平成18年12月「バリアフリー法」の施行

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

平成18年12月「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

平成19年9月「障害者権利条約」に署名 (障害者の権利に関する条約)

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定など。

平成23年8月「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護を追加など。

平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。

平成25年4月「障害者総合支援法」の施行

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障害者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。【一部平成26年4月施行】

平成25年4月「障害者優先調達推進法」の施行

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。

平成25年6月「障害者差別解消法」の成立

(障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。【平成28年4月施行】

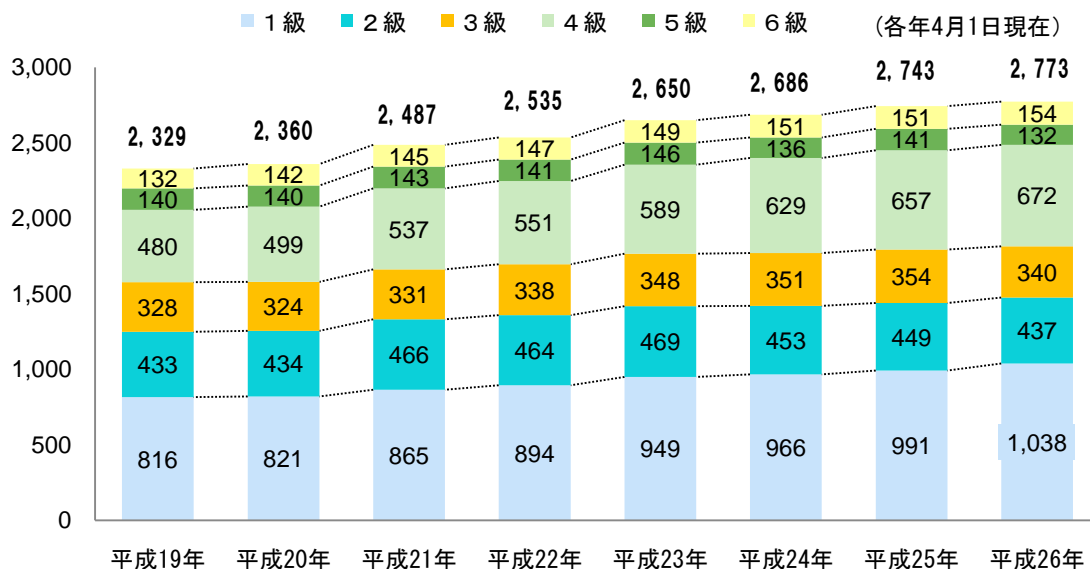
平成26年1月「障害者権利条約」批准

署名から約7年かけて、条約締結に向けた国内法制度改革を進め、日本は140番目の締結国となりました。

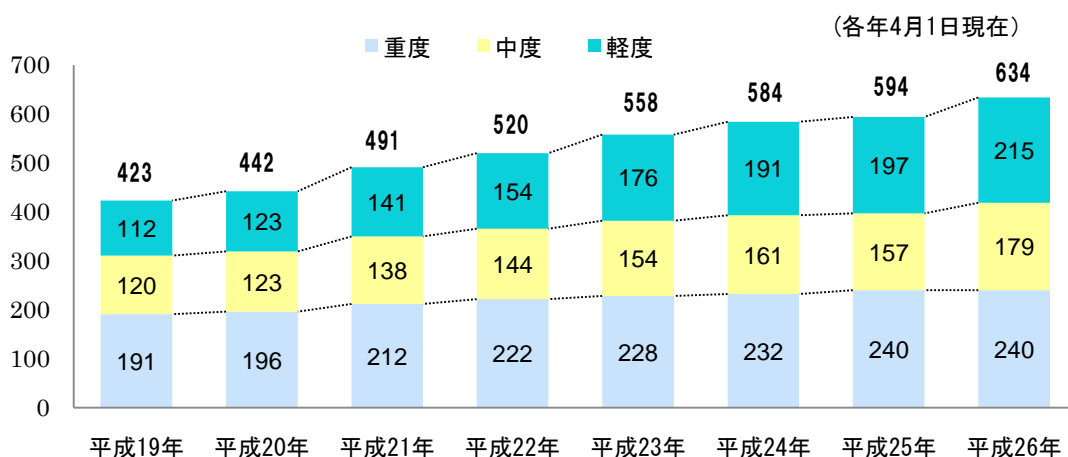
2 伊勢原市の障害者を取り巻く現状と課題

1 障害者数等の推移

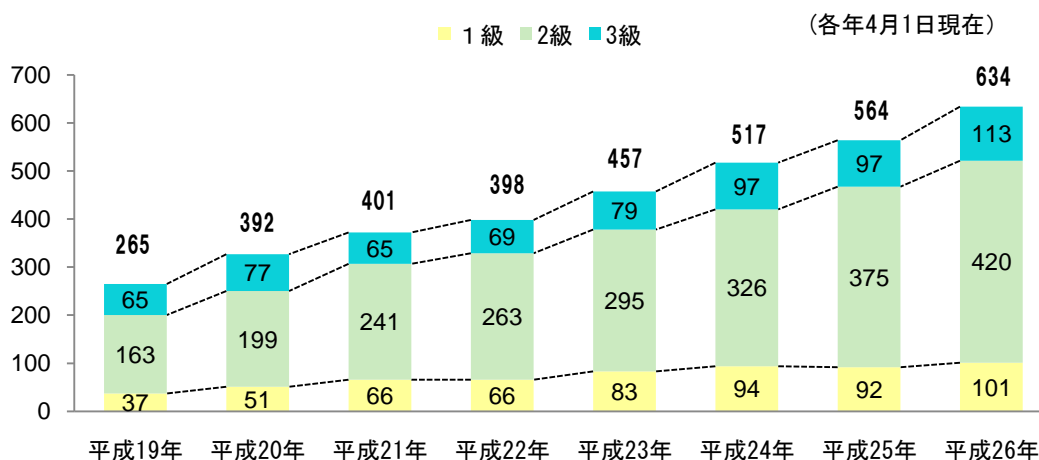
(1) 身体障害者数の推移（身体障害者手帳交付者数）



(2) 知的障害者数の推移（療育手帳交付者数）

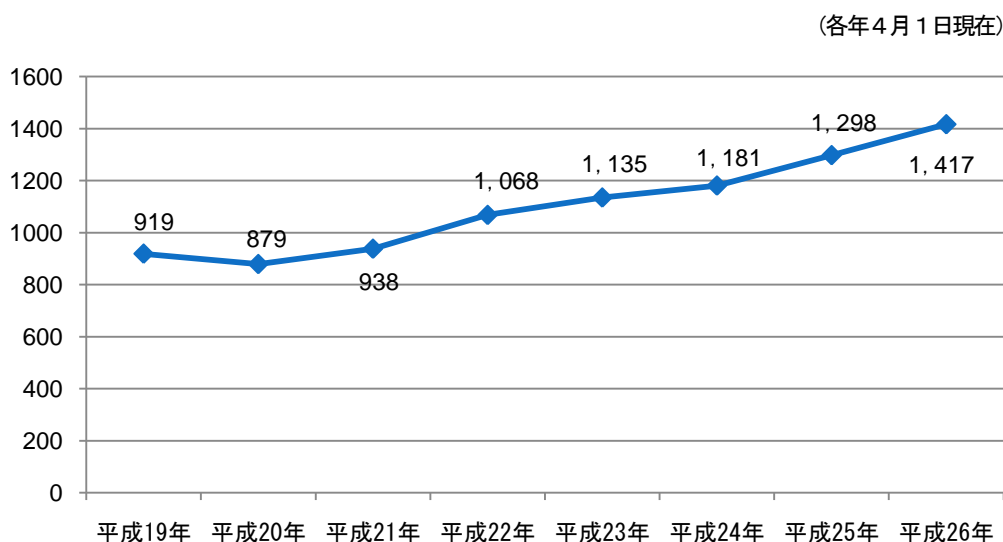


(3) 精神障害者数の推移（精神障害者保健福祉手帳交付者数）

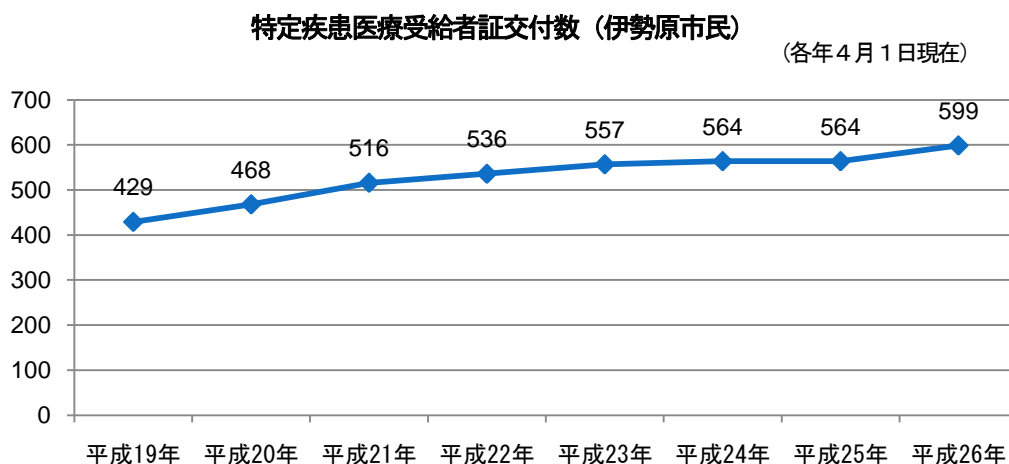


本市における平成26年4月1日現在での身体障害者手帳交付者数、療育手帳交付者数、精神障害者保健福祉手帳交付者数の合計は、4,041人です。身体障害者数の割合は全人口の2.7%、知的障害者は0.6%、精神障害者は0.6%で全体的に増加傾向にありますが、特に精神障害者が著しく増加しています。

(4) 自立支援医療（精神通院）医療受給者証の交付件数

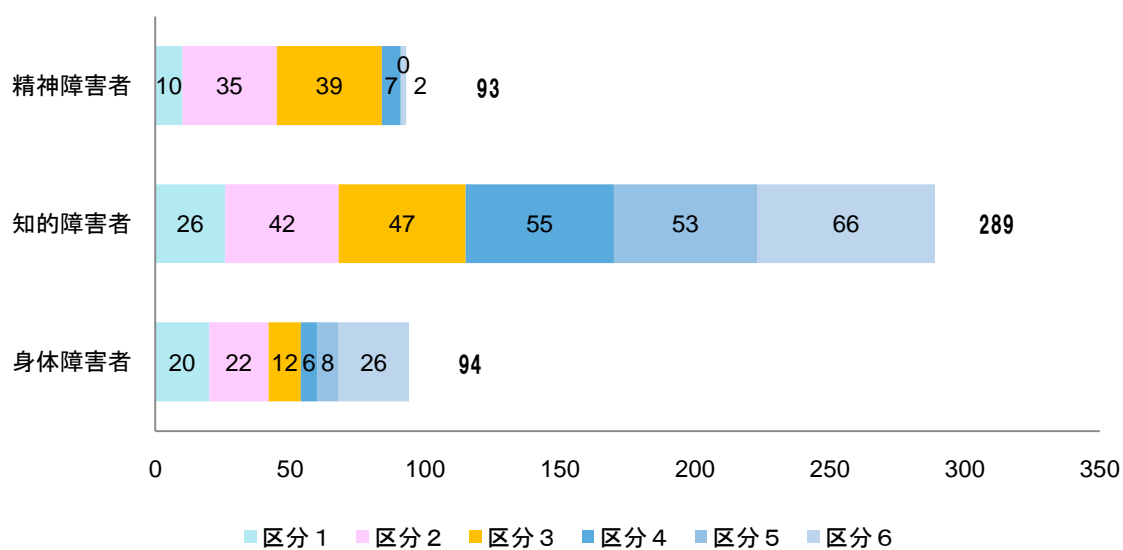


(5) 特定疾患（難病）医療受給者証の交付数



(6) 障害支援（程度）区分認定者数

(平成26年10月28日現在)



平成26年10月28日現在で障害支援（程度）区分認定者数は全体で476人、中でも知的障害者の認定者数が289人と全体の60.7%を占めています。区分においても知的障害者の「区分6」が最も多く、全体の13.8%となっています。

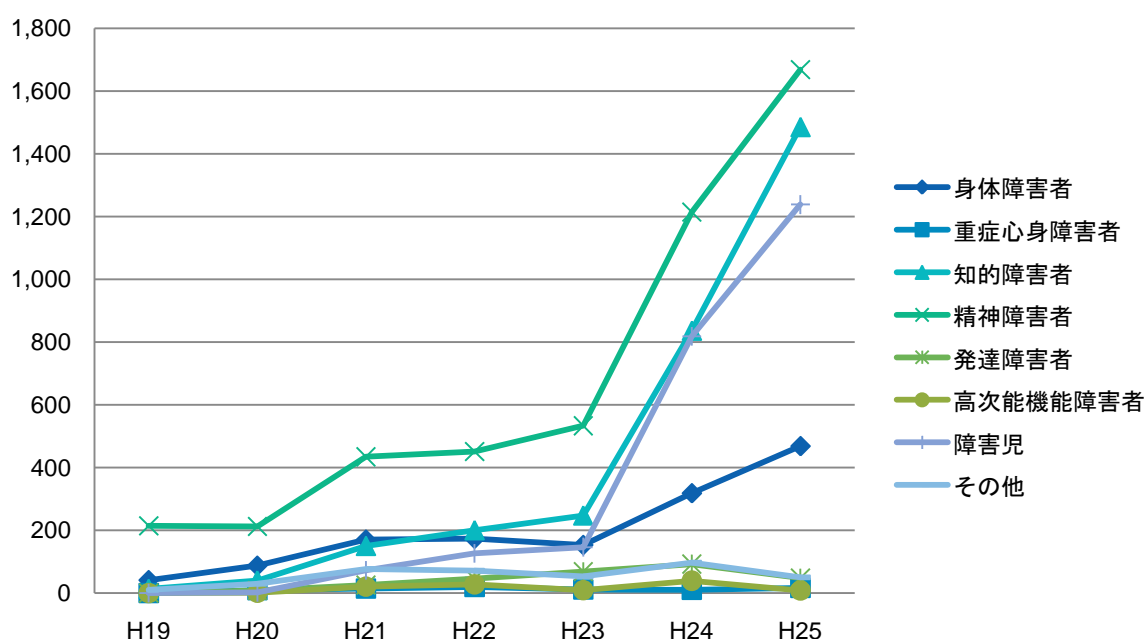
(7) 障害者相談の推移

障害者の相談窓口が伊勢原シティプラザ相談室と、すこやか園相談室の2カ所であったものを、平成24年度より各相談支援事業所6カ所（平成26年10月現在9カ所）で相談を受けることとなりました。

相談窓口が増えたことにより、相談件数が平成23年度1,220件であったものが、平成25年度では4,981件と約4倍となり、中でも精神障害者からの相談が約3.1倍と著しく増加しています。

相談支援事業所による相談実績（障害種別）

区分/年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
障害者	身体障害者	41	87	170	173	153	318	468
	重症心身障害者	0	9	14	19	11	10	16
	知的障害者	13	40	150	200	247	836	1,485
	精神障害者	214	212	434	451	533	1,214	1,668
	発達障害者	0	8	25	46	68	92	48
	高次脳機能障害者	0	1	20	27	9	39	8
	その他	10	29	76	71	53	97	50
障害児		0	2	72	126	146	818	1,238
合計		278	388	961	1,113	1,220	3,424	4,981



相談支援事業所による相談実績（相談内容）

区分／年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
相談内訳	福祉サービス	709	607	1,117	1,184	1,352	3,290	7,998
	障害疾病理解	397	263	301	139	198	599	502
	健康医療	0	180	268	301	355	465	1,494
	不安解消	491	282	362	412	732	798	672
	保育教育	0	11	20	75	198	421	439
	家族関係調整	0	339	260	241	125	329	558
	家計経済	0	96	113	238	191	306	605
	生活技術	0	136	113	91	130	337	522
	就労	194	134	384	457	429	345	714
	社会参加	0	145	118	142	92	75	46
	権利擁護	1	38	43	81	72	95	213
	その他	401	198	1,003	875	595	767	920
合計	2,193	2,429	4,102	4,236	4,469	7,827	14,683	

平成24年度より障害福祉サービスを利用するすべての障害者等を対象に、相談支援事業所において支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画（障害児支援計画）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うこととなりました。そのため「福祉サービス」についての相談が著しく増え、また精神障害者の相談が増加したことにより、通院医療に関する相談が多くなり、そのため「健康医療」についての相談件数が増加していると思われます。

3 計画の位置づけ

(1) 法制度における位置づけ

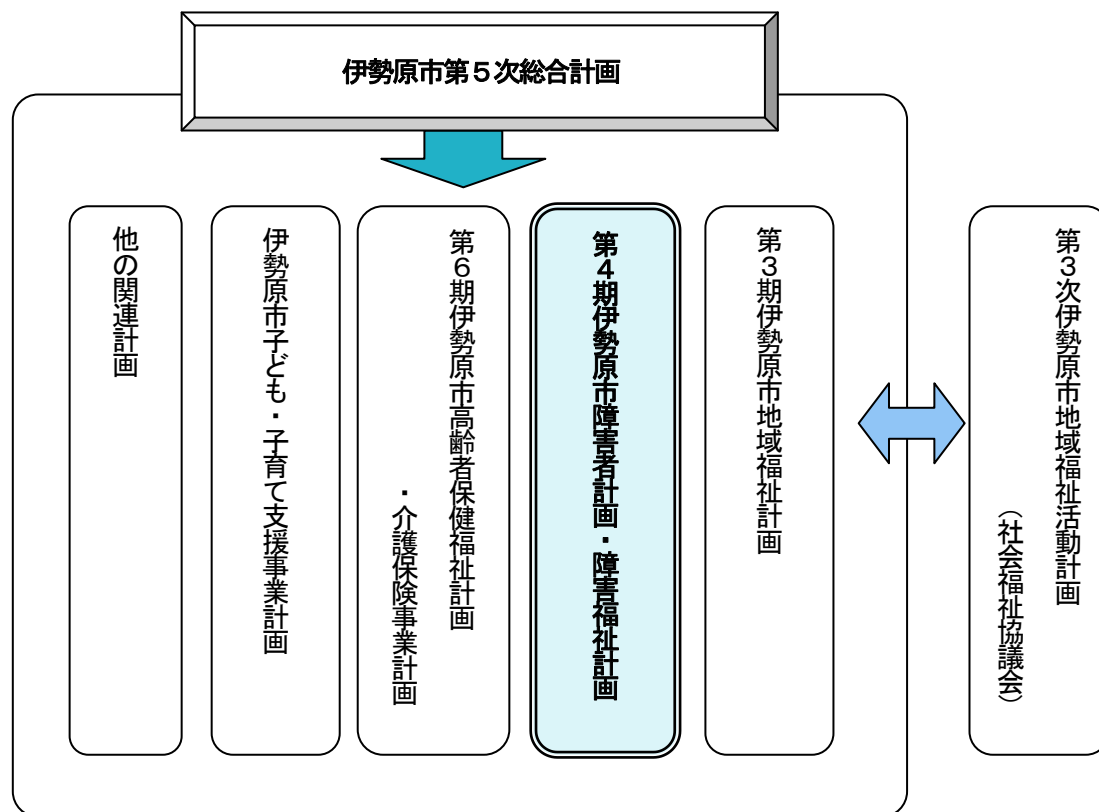
障害者計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく計画であり、本市の障害者施策を総合的に推進するための基本的な指針となる計画として定めるものです。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく計画であり、障害福祉サービスの必要量や確保のための方策に関する計画として定めるものです。

なお、この計画は本市における障害者に対する施策全般にわたる計画として「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 本市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した総合計画を踏まえつつ策定する計画であり、保健福祉関連の計画郡の中にあつて、本市の障害者施策に関する個別の計画として位置づけられるものです。



(3) 計画の期間

障害者に対する施策全体に関する「障害者計画」と障害福祉サービスの提供等に関する「障害福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

【伊勢原市障害者計画・障害福祉計画の期間】

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
障害者福祉計画	第2期				第3期			第4期			
障害福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期		

4 計画の策定体制

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

本市における保健福祉行政の調査及び審議機関として、市内関係機関や関係団体の代表者や学識経験者等により組織されており、本計画策定の総合的な審議を行いました。

(2) 伊勢原市障がい者くらしを考える協議会（策定委員会）

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会として位置付けられ、障害者を含む市民、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等により組織されており、本計画の具体的な取組み及び計画内容について協議、検討を行いました。

※P24 ①伊勢原市障がい者くらしを考える協議会の充実 参照

(3) 実態・意向調査の実施

<障害者福祉についての意識調査>

① 一般市民調査

対象者 15歳以上の一般市民
配布 800件(無作為抽出、発送回収ともに郵送)
回収 445件 回収率55.6% 実施 平成25年10月

② 障害当事者調査

対象者 障害者及びその家族
配布 1,200件(無作為抽出、発送回収ともに郵送)
回収 697件 回収率58.0% 実施 平成25年10月

<障害福祉サービスについての利用実態調査>

対象者 障害福祉サービス利用者
配布 884人 (障害者 283人 児童 601人)
回収 506件 回収率 57.2% 実施 平成26年6月

<障害当事者からのグループインタビュー >

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において、障害当事者より日常生活における困りごと等をインタビュー形式にて確認をしました。

① 第1回

実施 平成25年8月30日
参加者 障害当事者19人 支援者 9人 協議会関係者 8人 計 36人

② 第2回

実施 平成26年2月3日
参加者 障害当事者16人 支援者 6人 協議会関係者 4人 計 26人

(4) パブリックコメント(意見募集)の実施

平成26年12月1日号の「広報いせはら」にパブリックコメントの実施及び閲覧場所を掲載するとともに、市のホームページに掲載し、平成26年12月15日から平成27年1月14日を期間に、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人も、共に考え、支え合い、 安心してらせるまち いせはら

障害のあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきとらせる社会を実現するために、「**障害のある人もない人も、共に考え、支え合い、安心してらせるまち いせはら**」を基本理念として、計画の推進を図ります。

2 基本視点

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者施策の策定にあたっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意思を尊重します。

そして、その実施にあたっては、障害者本人が自分の考えで意思決定を行うことができるよう支援します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各分野の有機的な連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定、実施します。

(4) 暮らしやすさの向上

年齢や障害のあるなしに関わらず、誰でも必要とする情報を簡単に入手し、利用できるようにするため、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設、設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさの向上を図ります。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現していくために、4つの基本目標を設定し、施策展開を図ります。

【4つの基本目標】

- (1) お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる
- (2) 障害のある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる
- (4) 安心して生活できるまちをつくる

(1) お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

障害の特性を理解し、お互いを尊重し、理解し合える関係をつくるため、共に交流できる場や機会を積極的につくり、障害者が安心して生活できるまちづくりを目指します。

(2) 障害のある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

日頃から障害のある人とない人が、住み慣れた地域で共に暮らし、様々な機会において交流を深めることで、災害が発生した時などお互いに支え合うことのできるまちづくりを目指します。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

障害者のライフステージに応じた、また、一人ひとりのライフサイクルにあった切れ目のない支援を実現できるまちづくりを目指します。

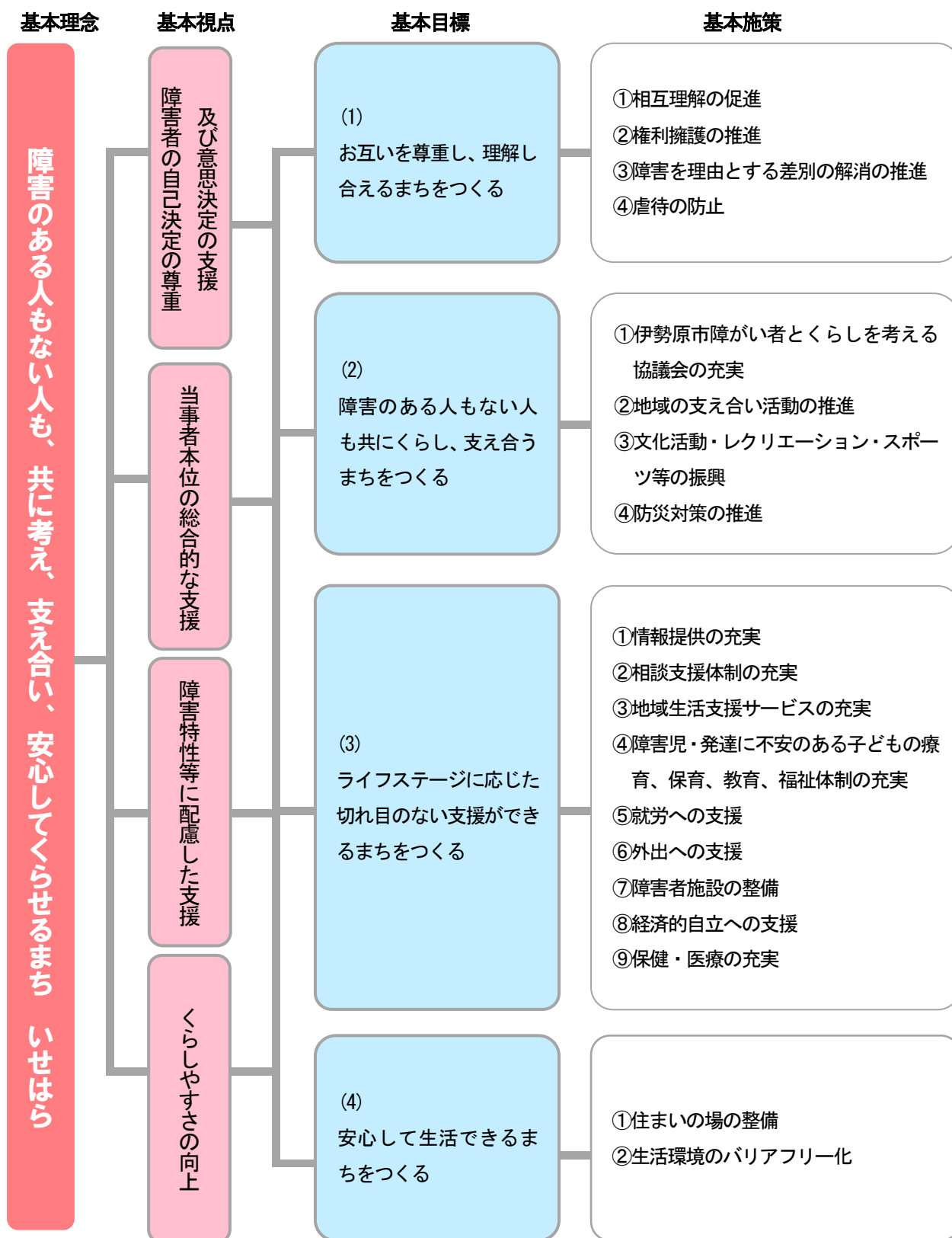
(4) 安心して生活できるまちをつくる

社会への参加を制約している様々な障壁を取り除き、ソフト、ハード面の両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、障害者等が安心して地域で生活ができるまちづくりを目指します。



第3章 分野別施策の基本的方向

1 施策の体系図



2 施策の実施

(1) お互いを尊重し、理解し合えるまちをつくる

① 相互理解の促進

【現状と課題】

障害者が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、障害のあるなし関わらず、お互いの個性を尊重し合い、理解を深めることが必要です。

これまで、障害者週間（12月3日から12月9日まで）等の機会に、伊勢原駅において街頭キャンペーンを実施するほか、障害者福祉施設等の製品販売の場所を伊勢原市役所ロビーに設置するなど、障害のある人とない人が交流できる機会の充実を図ってきました。

今後はより参加しやすい事業運営に努めるとともに、市民一人ひとりが障害への理解を深め、自らの問題として考えることができるような取組を実施することが必要です。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービス利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

- ・障害者が地域や社会で当たり前、人間らしく暮らせるように、障害者にやさしい社会になることを願っている。
- ・「障害があっても人間らしく地域で当たり前暮らせるような社会」単純だけれど難しい課題である。

【施策の方向・事業】

障害への理解を深めるため「障害者週間」を始め、様々な機会を通じて普及、啓発活動を行います。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
街頭キャンペーンの実施	障害者理解の促進を目的に「障害者週間」である12月3日から9日までの間に啓発活動の一環として街頭キャンペーンを実施します。	社会福祉協議会 障害福祉課

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内容	主管課
障害者福祉施設等の製品販売場所の設置	市役所一階ロビーに障害者福祉施設等の製品を販売する場所を提供し、障害者の就労機会の拡大及び販売等を通じて障害者と地域住民との交流の場を提供します。	障害福祉課
障害者スポーツ大会の実施	スポーツやレクリエーションを通じ、障害に対する市民の理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に実施します。	障害福祉課
ふれあい福祉まつりの実施	障害者と地域住民とが交流する場として「すこやか園」および「地域作業所ドリーム」において福祉まつりを実施します。	障害福祉課
ふれあい交流事業の実施	障害者と地域住民の交流機会を設け、お互いの理解や親睦を深めることを目的に「みかん狩り」や「新年のつどい」等を実施します。	社会福祉協議会
福祉作文の募集	福祉作文を通して社会における連帯感と思いやりや助け合いの意識の向上を図るため、市内小中学生を対象として福祉作文募集事業を実施します。	福祉総務課
福祉展の開催	高齢者や障害者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課
人権研修への職員派遣	職員研修の一環として先進的に活動する人権・同和団体主導の研修会（人権学校、人権研修交流集会、人権問題講演会、人権啓発講演会（団体主催）等）に職員を派遣します。	市民協働課（人権・男女協働参画推進担当）
人権啓発講習会の開催	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重しあえるよう、人権について考える人権啓発講習会を開催します。	市民協働課（人権・男女協働参画推進担当）
人権教育研修会等の開催	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課

主な事業	内容	主管課
人権教育の実施	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	指導室
人権セミナーの開催	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課

② 権利擁護の推進

【現状と課題】

主な介護者である親の高齢化及び親亡き後の障害者の生活や、財産管理など不安を感じる人は多くいます。障害者一人ひとりの人権が尊重され、障害者の権利が守られることが必要であり、そのために成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度の充実が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービス利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

- ・障害者制度は良くなっていると思うが、福祉サービスの種類や内容が複雑になっている。自分の意見を言える場合は良いが、知的障害者等の場合は難しい。言えないから必要としていない訳ではない。顔の表情やその行動から感じ取り、必要な支援が受けられるよう、制度の充実を図って欲しい。
- ・自分も幸せになりたいし、家族も自分がいることで負担にならないよう幸せになって欲しい。

【施策の方向・事業】

障害者の権利が擁護され安心して地域で生活が送れるよう、相談体制の充実及び福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等の事業を推進します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内容	主管課
障害者相談支援事業の充実	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
成年後見制度利用支援事業	サービスの利用などにおいて、契約締結など法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢福祉課
日常生活自立支援事業 (伊勢原あんしんセンター)	障害者や高齢者の権利擁護を目的として福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行います。	社会福祉協議会
(仮称) 成年後見・権利擁護センターの設置に向けた検討	成年後見制度のワンストップセンターとして、地域の支援体制を構築するため(仮称)成年後見・権利擁護センターの設置に向けた検討を行います。	社会福祉協議会 福祉総務課
市民後見人の育成	増加する成年後見ニーズに対応するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域福祉の推進の観点から市民後見人を育成します。	社会福祉協議会 福祉総務課
法人後見事業	資力の有無にかかわらず成年後見制度を必要としている方に適切な支援ができるよう、法人として後見人に就任します。	社会福祉協議会
高齢者・障害者の無料法律相談	高齢者や障害者が法律に関する不安や悩みを相談する場として無料法律相談を実施します。	社会福祉協議会

③ 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障害者基本法の改正や、障害者差別解消法の成立により、障害者権利条約が批准されました。平成28年4月より施行される障害者差別解消法の円滑な実施に向けて、地域における課題整理等を行う必要があります。

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されます。

この法律では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が差別となり、地域の実情に合わせた対応の仕方について検討することが求められています。

■ 「不当な差別的取扱い」とは

例えば、障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為などがあげられます。

■ 「合理的配慮」とは

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

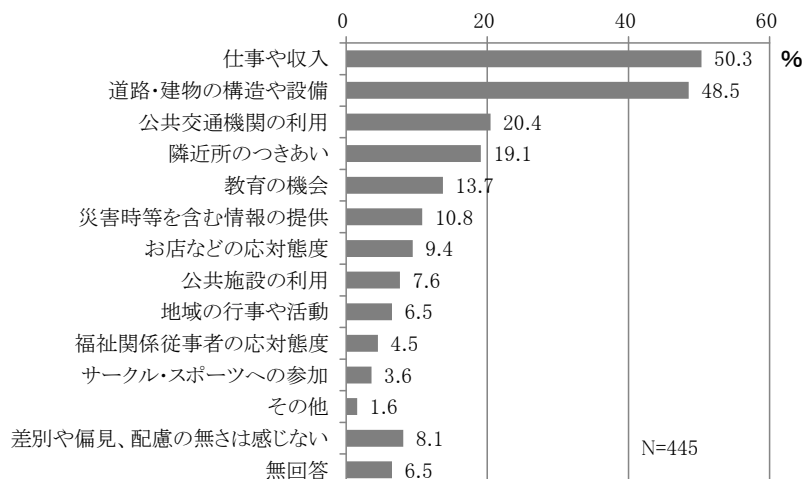
例えば、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどがあげられます。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（一般市民）

<障害者に対して、差別や偏見または配慮の無さを感じるか>

「仕事や収入」が最も多く50.3%で、半数強の人が挙げている。次いで「道路・建物の構造や設備」が48.5%で、この2点に回答が集中している。以下「公共交通機関の利用」（20.4%）、「隣近所のつきあい」（19.1%）、「教育の機会」（13.7%）、「災害時等を含む情報の提供」（10.8%）などとなっている。また「差別や偏見、配慮の無さは感じない」人も8.1%存在している。年齢層別でみると、中年層では「道路・建物の構造や設備」が最も多く、若年層と老年層では「仕事や収入」が最も多くなっている。



【施策の方向・事業】

人権に関する啓発事業を継続するとともに、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において障害者等の差別に関する課題整理を行い、相談体制の整備及び啓発活動等を推進します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
人権研修への職員派遣 【再掲】	職員研修の一環として先進的に活動する人権・同和団体主催の研修会（人権学校、人権研修交流集会、人権問題講演会、人権啓発講演会（団体主催）等）に職員を派遣します。	市民協働課（人権・男女協働参画推進担当）
人権啓発講習会の開催 【再掲】	全ての市民が差別や偏見をなくし、相互の人権を尊重し合えるよう、人権について考える人権啓発講習会を開催します。	市民協働課（人権・男女協働参画推進担当）
人権教育研修会等の開催 【再掲】	人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権教育研修会等を開催するとともに、各種人権団体が開催する研修会等へ教育委員会職員及び教職員を派遣します。	教育総務課
人権教育の実施 【再掲】	人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育の推進に努めるとともに、学校教職員の人権教育に対する意識の向上を図ります。人権教育推進校の研究を推進するとともに、人権移動教室・人権教育研修会・研究会派遣実習等を実施します。	指導室
人権セミナーの開催 【再掲】	広く市民に人権尊重の精神を啓発することで、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、差別と偏見のない明るい社会の実現のため、人権セミナーを開催します。	社会教育課

④ 虐待の防止

【現状と課題】

平成24年10月より「障害者虐待防止法」が施行され、本市では「伊勢原市障害者虐待防止センター」を障害福祉課窓口を設置しました。そして、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会においては、平成24年度より専門部会に「権利擁護部会」を設置、また高齢者と障害者の虐待についての課題整理等を一体的に行うため「高齢者及び障害者虐待ネットワーク」を設置し、虐待防止および権利擁護について課題検討を行ってきました。

障害者に対する虐待は、施設や家庭、職場や学校など至る所で起こる可能性があります。虐待を未然に防ぐためには、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による早期発見、早期対応を図る支援体制の強化が求められています。

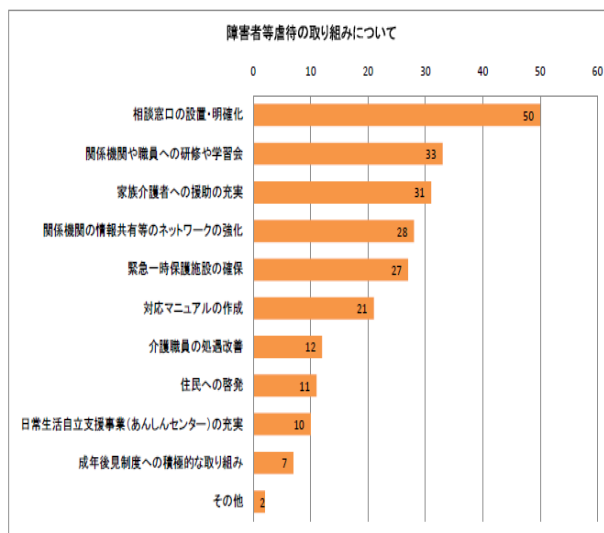
【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害者等の虐待に関する意識調査報告書（支援者）

- ・支援者の41.6%の方が「障害者虐待と疑わしいケースに遭遇したことがある」と回答しているが、その内2割の方が「相談をしていない」と回答。虐待ではないかと感じながらも、相談しようか悩んでしまうとの意見があった。

⑫ 障害者等虐待の取り組みに当たって、必要な制度や仕組みはどのようなものだと思いますか。（上位3つまで）

障害者等虐待の取り組みに	
相談窓口の設置・明確化	50
関係機関や職員への研修や学習会	33
家族介護者への援助の充実	31
関係機関の情報共有等のネットワークの強化	28
緊急一時保護施設の確保	27
対応マニュアルの作成	21
介護職員の処遇改善	12
住民への啓発	11
日常生活自立支援事業(あんしんセンター)の充実	10
成年後見制度への積極的な取り組み	7
その他	2
未記入	
合計	232



【施策の方向・事業】

虐待に関する相談体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のための関係機関との連携強化及び普及啓発活動等を推進します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止センターを設置し、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び障害者虐待を防止する普及啓発活動を実施します。	障害福祉課
高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの運営	高齢者及び障害者虐待防止ネットワークにおいて、虐待に関する地域課題の検討及び虐待の防止、予防、早期発見のための啓発活動や研修会等を実施します。	障害福祉課 介護高齢福祉課
児童虐待防止事業	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童の虐待防止に関する取組（要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待に対する対応、児童虐待防止のための研修会等の開催）を実施します。	子ども家庭相談室

(2) 障害のある人もない人も共に暮らし、支え合うまちをつくる

① 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の充実

【現状と課題】

障害福祉に係る関係機関が情報を共有して、地域の課題解決に向けて協議を行うため、平成20年3月に「伊勢原市障害者自立支援協議会」を設置しました。

その後、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、自立支援協議会が法第89条の3の規定による協議会として位置付けられました。

また、平成26年度には協議会の名称を「伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会」と改め、当事者による専門部会を新規に設置し、現在7つの専門部会において障害福祉に関する協議等を行っています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

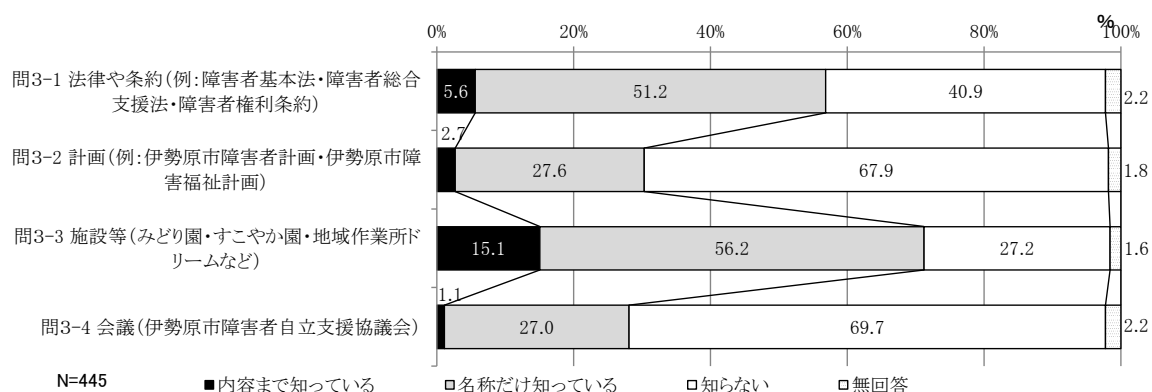
障害福祉サービス利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

- ・もっと私たち障害者の意見を取り入れて欲しい。障害者の声を聞いて欲しい。
- ・障害種別ごとの当事者の部会を設置して、障害者の考えや要望を直接聞く機会を作って欲しい。
- ・何度かアンケート調査で回答しているが、どのように調査結果が生かされ、施策に取り込まれているのかを知らせるべきだと思う。

市民意識調査（一般市民）

<障害者向け取組の周知と利用について>

「法律や条約」「施設」の認知度は高いが、「計画」「会議」の認知度は低くなっている。



【施策の方向・事業】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の各専門部会の取組を充実し、機能を強化し、地域の実態や課題等の情報を共有し、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の開発、地域課題の解決に向けた協議を行い、幅広く情報提供の充実に図ります。

※P30 専門部会における取組 参照

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会との連携	湘南西部圏域内の3市2町と情報交換を行い、近隣の地域課題を把握し、その解決に向け連携した取組を行います。また、必要に応じて、神奈川県自立支援協議会へ課題等の提案を行います。	障害福祉課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障害福祉課

<伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会組織図>

湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会（年3回開催）



伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（年3回開催）

障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について、全体会にて確認し、協議、検討を行います。

- ◆各専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等について、全体での協議検討
- ◆障害者計画・障害福祉計画の策定、点検、評価
- ◆困難事例への対応のあり方について
- ◆その他、地域の障害福祉について検討すべき事項について

企画運営会議（年6回開催※予定）

企画運営会議は、協議会会長、副会長、及び各専門部会の部会長で組織され、協議会全体の運営等について協議、検討を行います。

- ◆各部会からの報告を受け、地域課題や施策提案等についてのまとめ
- ◆協議会運営について
- ◆障害者計画・障害福祉計画案の策定、点検、評価

各専門部会（年4～12回）

相談支援部会	権利擁護部会	就労支援部会	災害時支援部会	こども支援部会	精神障害者支援部会	当事者部会
年12回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

■専門部会における取組

1 相談支援部会

障害のある人及びその家族が利用しやすいサービス等が地域で提供されるように、相談支援事業者の視点で地域における課題検討や情報共有を行い、関係機関同士のネットワークづくりを目指します。

2 権利擁護部会

虐待等権利侵害事案への対応、金銭管理や契約などの経済活動の支援、日常生活のなかの自己決定の保障など、障害のある人が地域で暮らすうえで生活の基盤をなす仕組みづくりについて検討を行います。

3 こども支援部会

障害や発達に不安がある子どもがその子らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりについて検討を行います。

4 災害時支援部会

障害者が安心して地域生活が続けられるよう、災害時に備えて障害者自らが防災意識を高め、また地域において障害者を速やかに避難または支援するためのネットワークづくりについて検討を行います。

5 就労支援部会

地域における障害者の就労に係る課題の把握及び今後の取組の方向性について検討を行います。

6 精神障害者支援部会

社会的入院、社会的入所等を解消し、精神障害者が安心して地域で自分らしい暮らしが実現できるよう取組について検討します。

7 当事者部会

障害者が安心して地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、障害当事者の視点で情報交換や課題検討を行い、障害種別を問わない当事者間のネットワークづくりを目指します。

<当事者部会設置の経緯>

第4期障害者計画・障害福祉計画の策定作業を行うにあたり、市内事業所より推薦していただいた障害当事者より現状課題や今後の要望等についてグループインタビューを2回実施しました。

(P11 (3)実態・意向調査の実施 参照)

その中で「障害当事者でないとわからないことがあるので、協議できる場が欲しい」などの意見があり、平成26年度より「当事者部会」として新規設置し、継続した活動を行うこととなりました。



② 地域の支え合い活動の推進

【現状と課題】

障害者が地域で安心した生活を送るためには、障害者の抱える多様なニーズに対応し、本人主体の支援を行うことが求められています。高齢化や子育てに関わる問題も含め、自治会や民生委員児童委員、障害者福祉団体、NPO法人、ボランティア団体など様々な地域組織が、それぞれの役割によって連携し、地域社会の中で支援に取り組む必要があります。

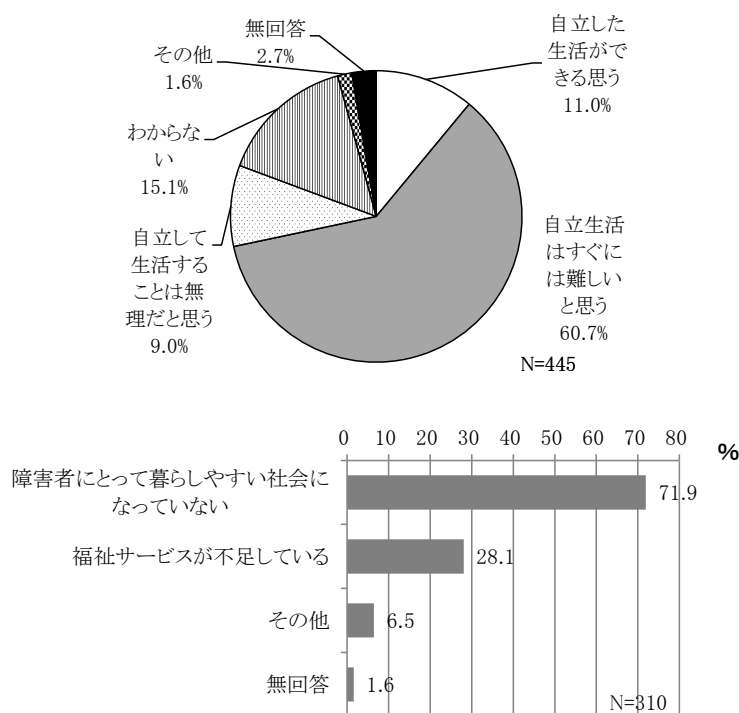
【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（一般市民）

＜障害者が必要なサービスを利用しながら、地域で自立して生活することについて＞

「自立生活はすぐには難しいと思う」が最も多く 60.7%で、約6割となっている。次いで「わからない」(15.1%)、「自立した生活ができると思う」(11.0%)、「自立して生活することは無理だと思う」(9.0%)、「その他」(1.6%)と続いており、自立した生活が可能であると考えている人は1割程度となっている。また「自立生活はすぐには難しいと思う」「自立して生活することは無理だと思う」を合わせると 69.7%で、約7割が自立した生活は困難だと考えている。

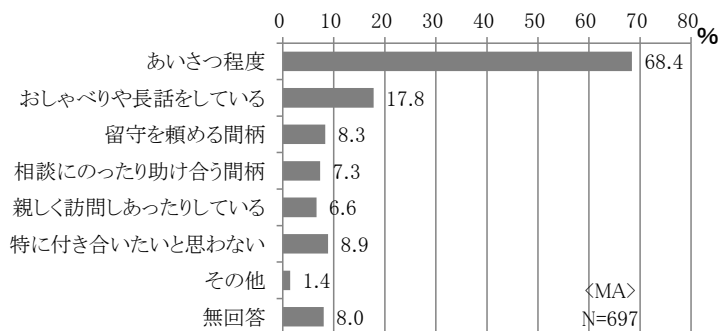
また、「自立生活はすぐには難しいと思う」「自立して生活することは無理だと思う」と思う人がそう思う理由については、「障害者にとって暮らしやすい社会になっていない」が最も多く 71.9%で、全体の7割以上の人々が挙げている。



市民意識調査（障害当事者）

＜普段の近所の方との付き合い方＞

「あいさつ程度」が68.4%で突出して多くなっている。次いで「おしゃべりや長話をしている」17.8%となっている。一方で、「特に付き合いたいと思わない」（8.9%）は1割弱みられた。精神障害者に「特に付き合いたいと思わない」とする割合が高い。



【施策の方向・事業】

障害者福祉団体等が行う自主的な活動に対する支援を行うとともに、地域福祉計画、地域福祉活動計画等との連携を図りながら、自治会や民生委員児童委員、障害者福祉団体、NPO法人、ボランティア団体などと支え合う地域づくりを推進します。

主な事業	内容	主管課
地域住民による支え合い組織の設置	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織を自治会単位で設置します。	福祉総務課
ネットワーク推進事業	地域課題を共有するとともに、具体的な地域課題の解決に向けた検討及び取組を行うため、自治会、民生委員児童委員協議会、福祉サービス事業所等で組織する「テーマ別ネットワーク会議」を開催します。	社会福祉協議会
市民活動団体等支援事業	地域福祉推進を図ることを目的に、ボランティア団体、当事者グループ、老人クラブ、子ども会等が行う事業に対し助成金を交付し活動を支援します。	社会福祉協議会
障害者福祉団体支援事業	障害者が自立した地域生活を営めるよう援助する活動を行う障害者及びその介護者による団体に対し助成金を交付し活動を支援します。	障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
子育てサポーター養成事業	乳幼児を持つ子育て中の親が地域で身近に頼れ、子育てをサポートする「子育てサポーター（ボランティア）」を養成し、地域の主任児童委員等と連携し、地域ぐるみの子育て体制を構築します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
ボランティア講座の開催	日常から災害時に至るまで地域住民同士で支え合い・助け合うために年齢を問わず福祉に対する関心を高めことを目的に、講座や体験プログラムを実施し、ボランティアの担い手の人材育成を図るため、ボランティア講座を開催します。	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動や地域活動の推進を目的に、ボランティア相談、情報の収集と提供、ボランティア団体の交流や情報交換の場の提供、ボランティア保険加入手続き、会議室・ボランティアセンター、印刷機、コピー機等の貸出を行います。	社会福祉協議会
市民活動サポートセンターの運営	市民活動の推進を目的に、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動団体などの交流・連携を支援するとともに、打合せ場所の提供や印刷機の使用、複写機サービスを行います。	市民協働課（いせはら市民活動サポートセンター）

③ 文化活動・レクリエーション・スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害者が身近な地域で様々な活動に参加していくことは、健康を維持し、生きがいをもたらすなど、日常生活を豊かにしていく上で大きな役割を果たします。

そのためには、障害者がより参加しやすいような運営の配慮と工夫、環境を整え、幅広い周知により社会参加の促進を図ることが必要です。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

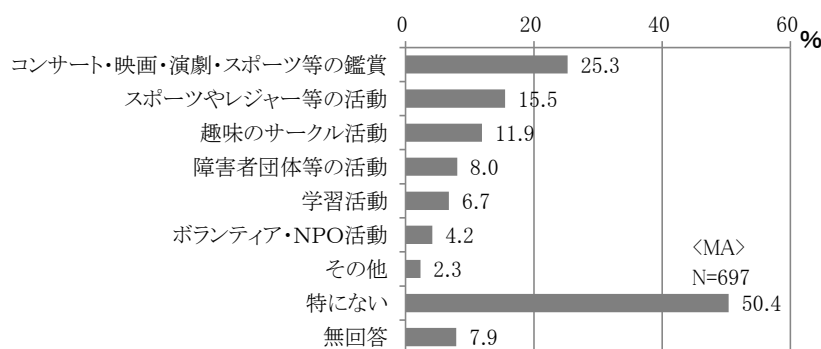
障害福祉サービス利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

・レクリエーションがあっても、障害があって参加することができません。

市民意識調査（障害当事者）

＜この1年間にした社会参加について＞

「特にない」が50.4%と半数強を占める。参加した活動では、「コンサート・映画・演劇・スポーツ等の鑑賞」（25.3%）、「スポーツやレジャー等の活動」（15.5%）、「趣味のサークル活動」（11.9%）の順に多い。

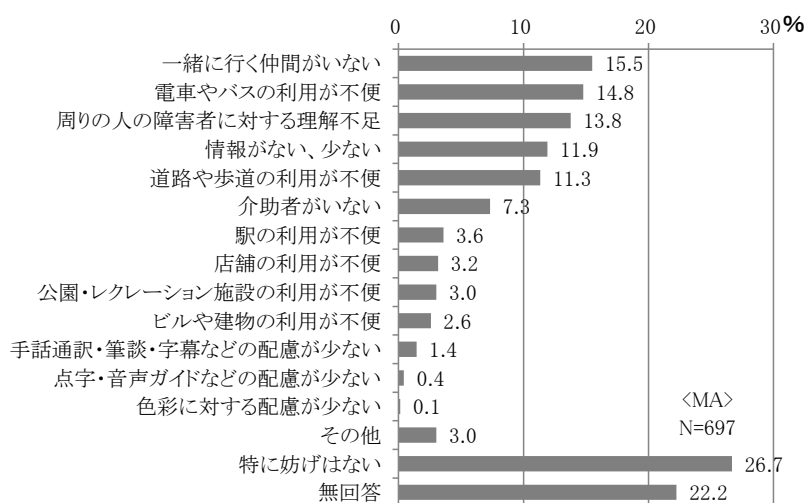


＜社会参加をするのに妨げになっているもの＞

「特に妨げはない」が26.7%と全体の4分の1強が挙げている。

「一緒に行く仲間がない」（15.5%）、「電車やバスの利用が不便」（14.8%）、「周りの人の障害者に対する理解不足」（13.8%）、「情報が少ない、少ない」（11.9%）、「道路や歩道の利用が不便」（11.3%）が上位5項目である。

障害種類別にみると、身体障害では「特に妨げはない」が最も多かったが、知的障害、精神障害では「周りの人の障害者に対する理解不足」が最も多く、その他の障害では「特に妨げはない」「周りの人の障害者に対する理解不足」が同率となっている。



【施策の方向・事業】

障害者が気軽に参加できるように、障害者団体やボランティア団体等と連携をしながら、障害者のニーズに応じた文化活動、スポーツ、レクリエーション等を実施し、その情報提供及び参加促進を図ることに努めます。

主な事業	内 容	主管課
障害者スポーツ大会の実施 【再掲】	市内在住の障害者がスポーツ及びレクリエーションを通じ、健康の増進と相互の親睦を深めるとともに、障害者に対する市民の理解と関心を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に実施します。	障害福祉課
全国・県障害者スポーツ大会への参加支援	国や県の障害者スポーツ大会への参加を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。	障害福祉課
障害者スポーツ教室の実施	障害者一人ひとりの体力・健康の維持増進を図り、運動・スポーツの素晴らしさを伝えながら、お互いの親交を深め、運動・スポーツ活動を日常生活に取り入れる機会を提供するため、障害者スポーツ教室を実施します。	スポーツ課
福祉展の実施【再掲】	高齢者や障害者の社会参加の場を設けるとともに、市民の福祉に対する意識向上を図るため、福祉展を開催します。	福祉総務課

市障害者スポーツ大会の様子



④ 防災・緊急時対策の推進

【現状と課題】

障害者が安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、災害時等において地域全体で障害者を支援する体制づくりが必要であり、緊急時の情報伝達手段の確保、要援護者の支援制度の強化、避難場所等における支援体制の整備が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

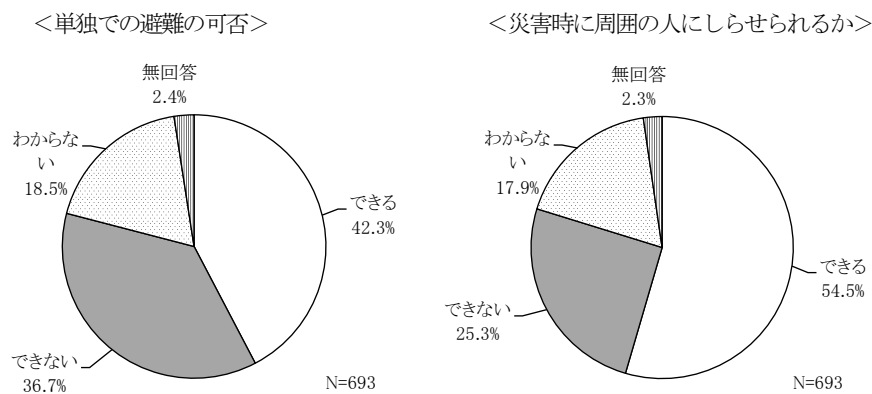
市民意識調査（障害当事者）

＜単独での避難の可否＞

「できる」が42.3%で最も多く、「できない」の36.7%を5.6ポイント上回っている。「わからない」（18.5%）も2割弱存在する。障害種類別では、身体障害、精神障害で「できる」、知的障害、その他の障害で「できない」の方が多くなっている。

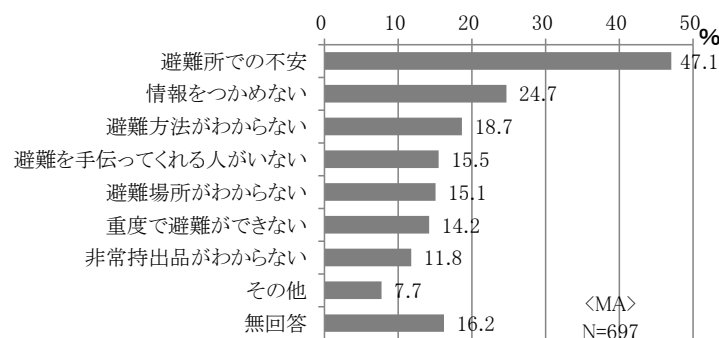
＜災害時に、周囲の人に知らせられるか＞

「できる」が54.5%で最も多く、過半数に達する。「できない」は25.3%でほぼ全体の4分の1、「わからない」（17.9%）は2割弱である。障害種類別では、身体障害、精神障害で「できる」、知的障害、その他の障害で「できない」の方が多く、その他の障害では「わからない」の割合も高くなっている。



＜災害に対する不安＞

「避難所での不安」が47.1%で最も多く、半数弱の人が挙げている。以下「情報をつかめない」（24.7%）、「避難方法がわからない」（18.7%）、「避難を手伝ってくれる人がいない」（15.5%）、「避難場所がわからない」（15.1%）、「重度で避難ができない」（14.2%）など続く。



【施策の方向・事業】

災害が発生したときに自分では避難できない、また情報を得ることが難しく何らかの支援が必要な障害者等が、迅速かつ適切に援護が実施されるよう支援体制の強化及び情報伝達の確保に努めます。

また、避難場所等において障害者等が適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
災害時要援護者支援制度	災害が発生した際に、障害者が地域住民による安否確認などの支援が受けられるよう体制整備を行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢福祉課
自主防災組織と民生委員 児童委員への情報提供	災害時要援護者避難支援計画に基づき、自主防災組織代表と民生委員児童委員が協力し、要援護者に対して、災害情報の伝達や避難支援を行うため、要援護者の登録情報を提供することにより、平常時や発災時の支援体制を整備します。	福祉総務課
防災訓練等の実施	地域の防災力の向上を目指し、市民の防災意識の高揚、関係機関の連携強化を図るために、大規模災害が発生した場合を想定した実践的な防災訓練を実施します。	防災課
伊勢原市地域防災計画との連携・強化事業	大規模災害等が発生した際に応援ボランティアを効率的に受け入れるために、災害ボランティア支援センターの設置運営訓練を実施するとともに、ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会

主な事業	内容	主管課
災害時の居場所づくり	災害時に広域避難所で過ごすことが困難な障害者等が安全に安心して過ごすことができるように、障害者等の利用に適している施設を避難所として確保します。	障害福祉課 防災課
いせはらくらし安心メールの発信	インターネット等のICTを使って、災害、事件、事故、不審者等の情報をメール等で発信します。	交通防犯対策課
緊急情報提供事業	聴覚障害者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにて情報提供します。	障害福祉課 消防署
緊急通報システムの設置	介護者が常時いない重度障害者等の緊急連絡用として、緊急通報システムを設置します。	障害福祉課
地域住民による支え合い組織の設置【再掲】	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織を自治会単位で設置します。	福祉総務課
いせはら緊急安心キット	緊急時の連絡先や現在かかっている病気、かかりつけ医などの情報を記入した医療情報シートをいれ、冷蔵庫に保管することで、万が一の緊急時により迅速な救命活動を行う手助けとなるキットを配付します。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢福祉課



総合防災訓練への参加の様子（伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会災害時支援部会の取組）

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるまちをつくる

① 情報提供の充実

【現状と課題】

障害者が地域で安心して生活を送るためには、必要な情報が速やかに、わかりやすく提供されることが必要であり、障害特性に配慮した工夫と、多様な方法を用いた細やかな情報提供が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービスについての利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

- ・制度や法律が変わったときには、勉強会など開いて欲しい。
- ・情報を解りやすく知ることができるようにして欲しい。
- ・障害によって得られる情報が異なるのはおかしい。
- ・公的機関からもっと積極的に情報を発信してほしい。
- ・相談がもっとしやすくなる様、情報提供や相談体制を拡充させて欲しい。

【施策の方向・事業】

障害特性に配慮した多様な方法を用いて、誰もが必要なときに情報入手できるように、わかりやすい積極的な情報提供に努めます。

主な事業	内容	主管課
市広報紙及びホームページ等を活用しての情報提供の充実【再掲】	必要な情報を的確に提供するために、制度案内やパンフレット等の配付、市広報やホームページ等を活用して情報提供を行います。	障害福祉課
障害福祉制度に関する情報提供の充実	障害福祉制度について、理解が深められるよう制度案内の冊子の配付やホームページへの掲載等により情報提供を行います。	障害福祉課
保健・福祉サービスメニューガイドの作成	保健・医療・福祉関係のガイドを作成し、地域住民や関係機関等への情報提供を行います。	福祉総務課
公文書の視覚障害者点字翻訳等事業の実施	市から視覚障害者等に対して発する通知文等を点字翻訳、又は拡大文字により情報提供を行います。	総務課
障害者点字・声の広報サービス事業	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障害者への情報提供を行います。	広報広聴課

主な事業	内容	主管課
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障害者の意思疎通を支援します。	障害福祉課
いせはらくらし安心メールの発信【再掲】	インターネット等のICTを使って、災害、事件、事故、不審者等の情報をメール等で発信します。	交通防犯対策課
緊急情報提供事業【再掲】	聴覚障害者に対して、防災行政用無線により市民を対象に広報する緊急情報等の内容についてファクシミリにて情報提供します。	障害福祉課

② 相談支援体制の充実

【現状と課題】

平成24年4月より、障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対してサービス等利用計画（障害児支援計画）を作成することとなり、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、社会生活力を高めるための相談支援体制の充実が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービスについての利用実態調査（障害福祉サービスの利用者）

- ・相談事業所と言うワンステップ置く所が出来て、本心を話す事が出来て、気持ちの上で楽になりました。
- ・相談員の方がわかりやすく制度について説明してくれるのでありがたい。
- ・今までは何でも一人で抱え込んで悩んでいたが、相談支援サービスがあることを知って助かりました。
- ・とにかく何かあった時に頼れるところがあるというのは、とても心強くホッとしています。
- ・相談員の方の知識が少ないと思います。経験不足の方が多く思います。
- ・相談支援事業所が身近にないので遠い。
- ・サービス等利用計画を作成するようになってから、相談員の方と年に数回面接することになり、今まで一人で不安に感じていたものがすこし楽になりました。

【施策の方向・事業】

障害者が様々なサービスや地域資源等を活用しながら、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、またライフステージに応じた切れ目のない支援ができるように、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に相談員の資質向上、ケアマネジメントの充実等、地域における相談支援体制の強化を図ります。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
<u>基幹相談支援センター</u> の設置・運営	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営や、困難事例への対応等を行います。	障害福祉課
福祉総合相談窓口の設置	福祉に関する総合的な相談窓口を設置し、必要な情報提供、及び相談者からの相談内容に応じて担当部署や関係機関との調整を行います。	福祉総務課
地域包括支援センターの充実	高齢者への総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう相談体制の充実を図ります。	介護高齢福祉課
発達（療育）相談事業	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児やその保護者に関する相談に早期に応じ、専門的な助言及び指導を行います。また市内幼稚園や保育所を対象に巡回相談を実施し、教諭や保育士等に対する専門的支援を行います。	子ども家庭相談室
就学相談事業	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学及び進学に関わる相談を随時、保護者と行います。	教育センター

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内 容	主管課
教育相談事業	児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援するため、本人や家族、又は教職員などから児童生徒についての教育等に関する相談（学校不適合、家庭教育等）に対応するため教育相談員やスクールカウンセラーを各小中学校に配置します。	教育センター
子育て支援センター事業	地域で孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みの解消を図るため、「子育て支援センター」にアドバイザーを配置し、親子の遊びや息抜き、情報交換、仲間づくりの場を提供します。また、乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで精神的な安心感をもち、問題解決の糸口となる場として「つどいの広場」を実施します。	子育て支援課
相談支援チームの設置・運営	特別な支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを設置し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
はぐくみサポートファイルの配付及び活用	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談室 子育て支援課 教育センター 障害福祉課



はぐくみサポートファイル（伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会子ども支援部会の取組）

③ 地域生活支援サービスの充実

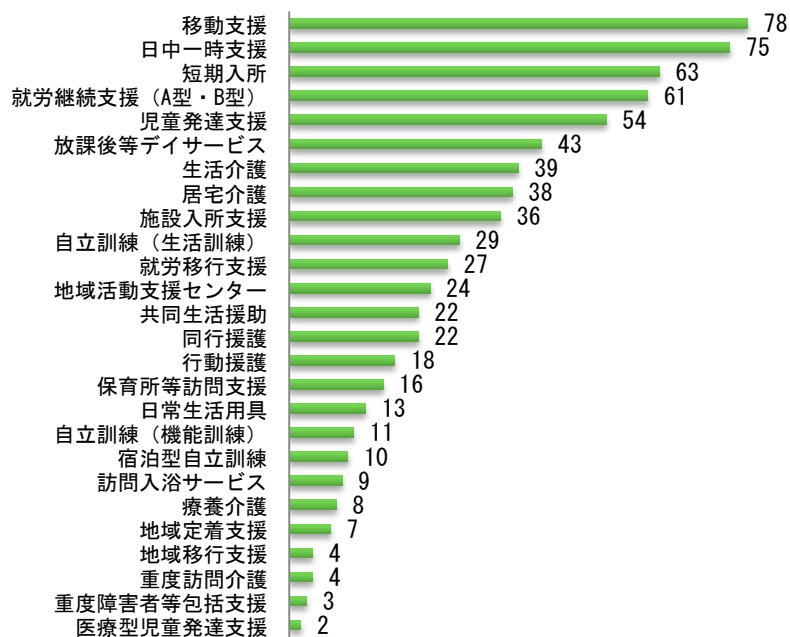
【現状と課題】

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画において、居宅介護を中心とした「訪問系サービス」、生活介護や自立訓練、就労支援などを行う「日中活動系サービス」、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などを行う「居住系サービス」、相談支援や日常生活用具の給付などを行う「地域生活支援事業」について、具体的な内容や数値目標を定め事業を推進し、障害者等が身近な地域で必要なサービスが受けられるよう体制を整える必要があります。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービスについての利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

＜今後1年間のうちに利用したいと思うサービス＞



【施策の方向・事業】

障害者等ができる限り、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるように、一人ひとりの状況やニーズに応じた各種サービスの提供体制を整備します。

※ P60～98 第4章 障害福祉サービスの充実（障害者計画） 参照

主な事業	内 容	主管課
居宅生活支援 (訪問系サービス)	障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を提供します。	障害福祉課
生活介護 (日中活動系サービス)	常に介護を必要とする障害者に障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
自立訓練 (日中活動系サービス)	自立した日常生活が送れるよう、一定期間身体機能や生活能力等向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
就労移行支援・就労継続支援 (日中活動系サービス)	就労に必要な知識や能力の向上、職場探し等を通じて、一般就労への移行を支援します。	障害福祉課
療養介護 (日中活動系サービス)	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	障害福祉課
短期入所 (日中活動系サービス)	介護者の疾病等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった障害者に対し、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課
共同生活援助 (居住系サービス)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談及び入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
施設入所支援 (居住系サービス)	入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ食事の介護等を行います。	障害福祉課
補装具費（交付・修理）の支給	障害により失った機能を補うための装具費（交付または修理）を支給します。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業	主に重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。	障害福祉課
地域活動支援センター事業	障害者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。	障害福祉課

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内 容	主管課
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。	障害福祉課
重度心身障害者の日中一時支援事業の実施	医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れられる日中一時支援事業所を充実させるため、対象の障害者を受け入れた事業所に対しサービス費の加算をつけます。(平成27年度実施予定)	障害福祉課
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴することが困難な重度障害者の方を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	障害福祉課
意思疎通支援事業【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障害者の意思疎通を支援します。	障害福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常生活及び交流活動等における支援者として、日常会話程度の表現技術を習得するため、手話奉仕員養成研修を実施します。	障害福祉課
障害者点字・声の広報サービス事業【再掲】	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障害者への情報提供を行います。	広報広聴課
移動支援事業	障害者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。	障害福祉課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）	屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車輛の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。	障害福祉課 社会福祉協議会
福祉タクシー利用券の交付	重度の障害者がタクシーを利用する際、その費用の一部としてタクシー券を交付します。	障害福祉課
自動車燃料費の助成	障害者が自ら所有し、自身で運転する自動車、又は重度知的障害者の送迎に使用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用の一部を助成します。	障害福祉課

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内容	主管課
自動車運転訓練費の助成	身体障害者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。	障害福祉課
重度障害者住宅設備改良費助成事業	重度障害者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障害福祉課
障害児通所支援事業	障害児（発達の遅れに心配のある児童を含む）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障害福祉課
ふれあいゴミ収集事業	障害者世帯で自らごみ収集場所にごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯に対し、戸別に収集をし、合わせて安否を確認を行います。	環境美化センター
緊急援護資金貸付事業	低所得世帯等の一時的な出費に対し貸付援護を行います。	社会福祉協議会
緊急食糧提供事業	市内に居住している低所得者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に食料等の生活に必要な現物を提供します。	社会福祉協議会
レスパイトサービス事業	知的障害児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、市内事業所（みどり園）で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障害福祉課
やすらぎサービス	福祉的な観点から日常生活の負担軽減を図る事を目的として、市民の参加と協力により低額な料金で家事援助や介助サービスなどのホームヘルプサービスを提供します。	社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、市が事務局となり、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。	子育て支援課
まごころ配食サービス	家庭において食事の支度が困難な高齢者及び障害者等に対し、配食サービスを行うことにより、健康の増進や安否確認を行います。	介護高齢福祉課
紙おむつ支給事業	在宅で生活されている方の介護負担の軽減や定期的な訪問による世帯の状況把握等を目的に、他制度の支給対象外となる高齢者・障害者等に対し、地域の民生委員の協力により月1回紙おむつを支給します。	社会福祉協議会

④ 障害児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

【現状と課題】

障害児や発達に不安のある子どもが一人ひとりの個性を伸ばし、自己実現を図るためには、できるだけ早期の段階において、専門的な相談や支援を行うことが重要です。

就学前の乳幼時期から学校教育、就労に至るまでの一貫した支援を行うためには、療育・保育・教育・福祉等の関係機関が更なる連携強化を図る必要があります、ネットワークの構築及び一人ひとりの状況に応じた支援体制の整備が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービスについての利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

- ・療育施設の数も少なく、なかなか利用できない。
- ・身近に療育に関する専門の相談場所があると良い。
- ・就労している親がフルタイムで働けるよう、日中一時支援等利用できるようにして欲しい。また、対応できる事業所を増やして欲しい。
- ・療育支援を受けるのに時間がかかる事と、同じ事をいろいろなところで何度も聞かれることが負担である。
- ・発達障害者に対する支援が、途中で途切れることなく継続して行って欲しい。
- ・健常児に対して放課後には学校の児童コミュニティを利用できるが、障害児の場合はサービスを利用しなければならず、日数に制限がある。

【施策の方向・事業】

発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行います。

また、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで、一貫した支援を行うことのできるよう、はぐくみサポートファイルを活用した療育・保育・教育・福祉等の関係機関との連携体制の強化及び一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会の運営【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内 容	主管課
児童発達支援センター設置に向けた検討	地域の障害児（発達の遅れに心配のある児童を含む）やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設の整備について検討を行います。	障害福祉課
障害児通所支援事業【再掲】	障害児（発達の遅れに心配のある児童を含む）が適切な支援が受けられるサービスを提供します。	障害福祉課
レスパイトサービスの実施【再掲】	知的障害児者がいる家族の日ごろの心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、夏季、冬季、春季期間、民間事業所で一時的に預かり、養育や介護を行います。	障害福祉課
はぐくみサポートファイルの配付及び活用【再掲】	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関する情報を保護者の下で一元管理ができるファイルです。発達に不安を感じ保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、ファイルの配付及び活用について推進します。	子ども家庭相談室 子育て支援課 教育センター 障害福祉課
発達（療育）相談事業【再掲】	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児やその保護者に関する相談に早期に応じ、専門的な助言及び指導を行います。また市内幼稚園や保育所を対象に巡回相談を実施し、教諭や保育士等に対する専門的支援を行います。	子ども家庭相談室
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合、保育所、幼稚園、認定こども園等で就学前児童の預かりを行います。	保育課
保育所発達サポート事業	発達に遅れや心配のある児童を一定期間通所させ、入所児童とともに集団生活を送ることで、児童の段階的な発達を支援します。	保育課
児童コミュニティクラブでの障害児受入	入所を希望し、入所要件を満たすすべての障害児（発達の遅れに心配のある児童を含む）が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。	子育て支援課
幼児教育・保育等に対する特別支援教育等補助	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設等の設置者に対して運営費を助成します。	子育て支援課 保育課
就学相談事業【再掲】	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学及び進学に関わる相談を随時、保護者と行います。	教育センター

第3章 分野別施策の基本的方向

主な事業	内 容	主管課
教育相談事業【再掲】	本人や家族、又は教職員などから児童生徒についての教育等に関する相談（学校不適応、家庭教育等）に対応するため教育相談員やスクールカウンセラーを各小中学校に配置するなど、児童生徒一人ひとりの成長・発達を支援します。	教育センター
相談支援チームの設置・運営【再掲】	特別な支援を必要とする子どもの理解や支援の方法等について実践的な助言指導を行うため、相談支援チームを組織し、小中学校からの要請に応じて支援チーム委員を学校へ派遣します。	教育センター
特別支援教育推進事業	支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。（市就学指導委員会の開催・特別支援学級の設置）	教育センター
特別支援教育環境整備事業	支援を必要とする児童生徒が、適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。	教育センター
通級指導教室推進事業	集団行動やコミュニケーション、言葉の理解や表現が苦手な児童が、学校生活に適応できるよう「まなびの教室」「ことばの教室」を設置し、教育環境を充実します。	教育センター
特別支援学級児童生徒就学支援事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成します。	学校教育課

⑤ 就労への支援

【現状と課題】

平成26年版障害者白書では、民間企業に雇用される障害者数が増加していること、障害者の就労意欲が高まっているとの報告があります。

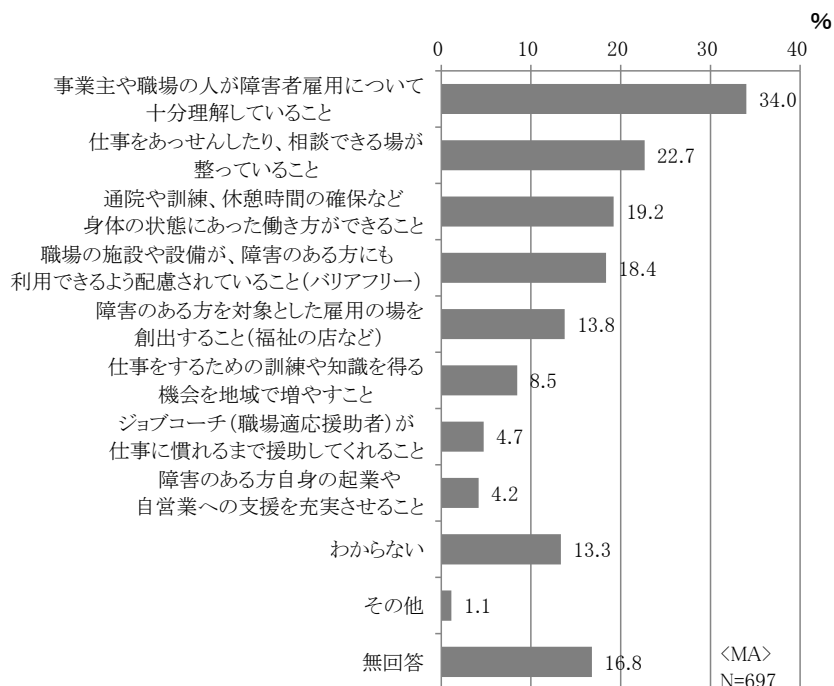
また、本市に住む障害者で福祉施設から一般就労へ移行した人数は、平成23年度1人、平成24年度6人、平成25年度6人と増加しており、一般就労に向けた支援及び職場定着への支援が必要となっています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（障害当事者）

＜障害のある人が働くために必要な環境や条件＞

「事業主や職場の人が障害者雇用について十分理解していること」が34.0%で最も多い。以下「仕事をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」(22.7%)、「通院や訓練、休憩時間の確保など身体の状態にあった働き方ができること」(19.2%)、「職場の施設や設備が、障害のある方にも利用できるよう配慮されていること(バリアフリー)」(18.4%)を2割前後、「障害のある方を対象とした雇用の場を創出すること(福祉の店など)」(13.8%)を1割強が挙げている。



【施策の方向・事業】

平成25年4月に障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%へと引き上げとなり、民間企業の障害者雇用も増加傾向にあります。障害者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
伊勢原市障害者インターンシップ事業	障害者の就労意欲の向上及び職員の障害者理解を深め、障害者の就労可能な職域を開発することを目的に、市役所における障害者インターンシップ事業を実施します。	障害福祉課
就労移行支援事業所の設置促進	一般就労を希望する障害者に対し、就労するにあたって必要な知識・能力の向上をはかり、適性にあった企業等への就労に必要な相談、支援を行う就労移行支援事業所の設置促進を図ります。	障害福祉課
障害者就業・生活支援センターとの連携	一般就労を希望する障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターと連携を図り就労支援を行います。	障害福祉課
障害者雇用促進セミナーの開催	伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会就労支援部会において、 <u>障害者雇用支援月間</u> （9月）に一般企業向け雇用促進セミナーを伊勢原市雇用促進協議会等と共催で開催します。	障害福祉課 商工観光振興課
障害者雇用奨励補助金の交付	市内で1年以上継続して事業を営む中小企業で、市内に在住する障害者を毎年6月1日時点で1年以上常用雇用している企業に、障害者1人につき年額6万円を、5年間を限度に交付します。	商工観光振興課

主な事業	内容	主管課
伊勢原市ふるさとハローワークの運営	就業機会の拡大を図るため、就職を希望される方に対して就業相談や紹介等の実施、また職業能力開発のための講座等の紹介を行います。	商工観光振興課
小型家電リサイクル事業	市が収集した小型家電製品を就労継続支援B型事業所に引き渡して解体し、その売却益を障害者の工賃の増加につなげるなど、地域福祉の向上を目的とし実施します。	環境美化センター
障害者優先調達推進法の推進	障害者就労施設に就労する障害者や、在宅で就業する障害者の経済的自立を実現するために、行政等において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。	障害福祉課

障害者雇用促進セミナーの様子（伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会の取組）



地域作業所ドリーム（就労継続支援・就労移行支援）での作業風景



⑥ 外出への支援

【現状と課題】

アンケート結果から見ると、生活の中での困りごとで一番多いのが「外出が困難」であり、外出を妨げる要因としては「突然の体調変化が心配」が一番多くあります。

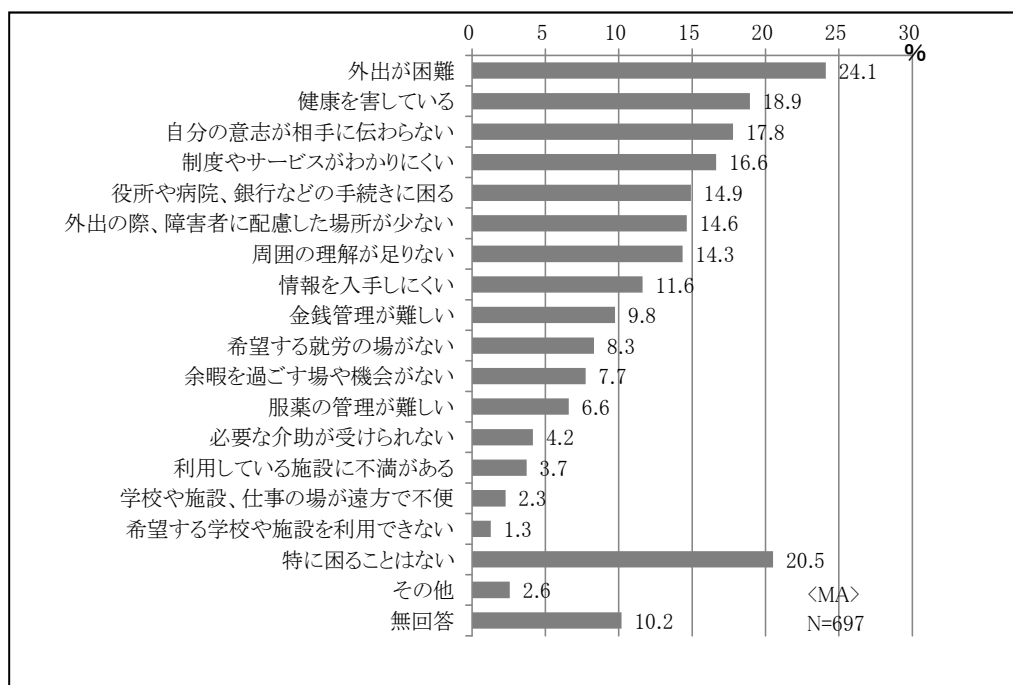
また、公共交通機関等のバリアフリー化は進んでいますが「電車・バス等の利用が難しい」「道路・建物の段差が多い」といった項目が上位にあり、知的障害者では「コミュニケーションが難しい」、精神障害者では「人目が気になる」との回答があります。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（障害当事者）

<生活の中での困りごと>

「外出が困難」が24.1%で最も多い。以下「健康を害している」（18.9%）、「自分の意志が相手に伝わらない」（17.8%）、「制度やサービスがわかりにくい」（16.6%）を2割弱、「役所や病院、銀行などの手続きに困る」（14.9%）、「外出の際、障害者に配慮した場所が少ない」（14.6%）、「周囲の理解が足りない」（14.3%）、「情報を入手しにくい」（11.6%）を1割以上が挙げており、困りごとの内容は多岐にわたっている。一方で2割以上の方が「特に困ることはない」（20.5%）を挙げている。



※P62 市民意識調査（障害当事者） <外出するときに困ること> 参照

【施策の方向・事業】

障害者等の移動などの利便性や安全性の向上を図るため、公共交通機関へのバリアフリー化に関する要請等を引き続き行います。

また、福祉有償運送の利用が定着してきていますが、障害者等が社会生活を営む上で必要な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するため、移動支援事業及び重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）、福祉タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成等の施策を継続して実施するよう努めます。

主な事業	内 容	主管課
バス等の公共交通機関へのバリアフリー化に関する要請	障害者等の移動などの利便性や安全性の向上を図るため、バス事業者に必要な支援を行い、ノンステップバスの導入促進を図るとともに、鉄道事業者に対して駅施設等の改善について必要な要請を行います。	都市総務課 都市整備課
音響（音声）信号機の整備	視覚障害者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し所管の警察署と調整等を行います。	交通防犯対策課 障害福祉課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
移動支援事業	個別的な支援が必要な障害者の外出を支援します。	障害福祉課
福祉有償運送	NPO 法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害者のために通院や通所等の送迎サービスを有償で行います。	福祉総務課 障害福祉課 介護高齢福祉課
重度障害者移送サービス事業（やまどり号運行事業）【再掲】	車いすやストレッチャーを利用する歩行困難な重度の身体障害者等の移動手段の確保と、社会参加の促進を目的として、ハンディキャブを運行します。	障害福祉課 社会福祉協議会
福祉タクシー利用券の交付【再掲】	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券を交付しています。	障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
自動車燃料費の助成【再掲】	在宅の重度障害者等が日常生活のために使う自動車の燃料費の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成【再掲】	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車での運転のために改造する費用を助成します。	障害福祉課
自動車運転訓練費の助成【再掲】	身体障害者が運転免許証を取得する場合の経費の一部を助成します。	障害福祉課
各種割引制度の周知・活用	鉄道やバス、有料道路の割引など民間の割引制度を周知します。	障害福祉課

⑦ 障害者施設の整備

【現状と課題】

障害者等が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、日中活動の場やグループホーム等障害者施設の充実が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

障害福祉サービスについての利用実態調査（障害福祉サービス利用者）

■短期入所系サービスについて

- ・短期入所は一番利用したい土日（1泊2日）の利用が出来ない事が多い。
- ・短期入所の受け入れの施設が遠方なので送迎が困難である。
- ・短期入所が利用できる施設が伊勢原市内にないため困る。

■入所系サービスについて

- ・重度障害者が入所できる施設が市内に少なく、市外に頼らざるを得ない。
- ・医療を伴う重度身障者の為の入所施設がない。
- ・グループホームの整備をもっとして欲しい。

【施策の方向・事業】

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内 容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課

主な事業	内容	主管課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
障害福祉サービス事業所の設置促進	市内の障害者のニーズをとらえ、事業所を運営する法人等に設置を促します。	障害福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業	新規にグループホームを設置する場合にそるえる調度品等の費用の一部を助成します。	障害福祉課

⑧ 経済的自立への支援

【現状と課題】

障害当事者へのアンケート結果から、回答者のうち仕事をしている方は23.4%と低く、その理由としては「高齢のため」「病気のため」との回答が多くありました。また「障害の程度にあった仕事がないため」や「就職活動をしているが、雇用してもらえない」といった回答もあり、就労支援も含めた経済的自立に向けた施策の推進が求められています。

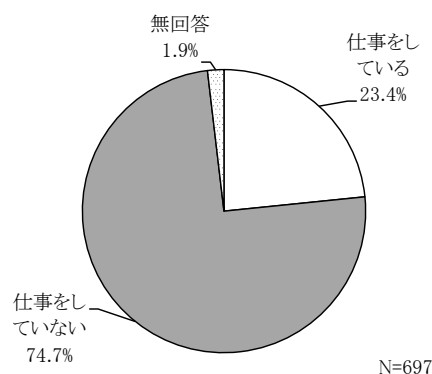
【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（障害当事者）

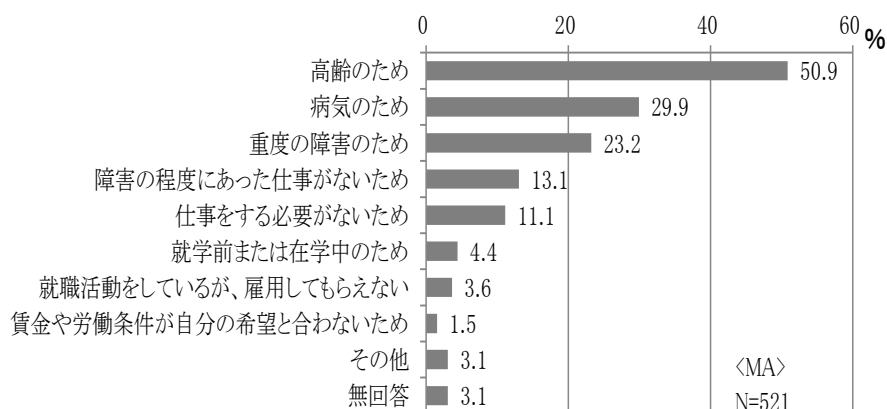
<就労の状況について>

「仕事をしていない」が74.7%で全体の4分の3、「仕事をしている」は23.4%で全体の4分の1です。

<就労の有無>



<働いていない理由>



【施策の方向・事業】

障害者の経済的自立を促進するために、障害者の就労支援施策の充実を図るとともに、経済的負担を軽減する施策を継続実施するよう努めます。

※P51 ⑤就労への支援 の取組も含まれます。

主な事業	内容	主管課
障害者福祉手当	市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。	障害福祉課
在宅重度障害者介護手当	在宅の重度障害者を介護する家庭に手当を支給します。	障害福祉課
特別支援学校在学者福祉手当	特別支援学校に在学している障害児に対して、手当を支給します。	障害福祉課
神奈川県在宅重度障害者等手当	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に手当を支給します。	障害福祉課 神奈川県
神奈川県心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養している方が、掛け金を払い込み、扶養している方が死亡等した場合、障害者に年金を支給します。	障害福祉課 神奈川県
特別児童扶養手当	政令で定める一定の身体障害・知的障害・精神障害の状態にある児童について、福祉の増進を図ることを目的として、手当の支給をします。	障害福祉課 神奈川県
特別障害者手当	日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者（20歳以上）に手当を支給します。	障害福祉課

主な事業	内 容	主管課
障害児福祉手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。	障害福祉課
障害基礎年金	障害基礎年金受給による生活基盤の確保を図るため、年金機構との連携により相談及び申請書を受付し、申請書等を年金機構へ進達する。	保険年金課 障害福祉課
外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金	外国籍市民障害者に福祉給付金を支給します。	障害福祉課
障害者通所交通費の助成	身体・知的・精神障害者施設等に通所する障害者に交通費を助成します。	障害福祉課
障害者グループホーム家賃助成補助金	障害者グループホームに居住する障害者の家賃の一部をグループホームに補助します。	障害福祉課
補装具費等自己負担額の助成	身体障害児・者で市の補装具の給付等を受けた場合の自己負担額の一部を助成します。	社会福祉協議会

⑨ 保健・医療の充実

【現状と課題】

医療的ケアの必要な障害者等が利用できる福祉サービスが不足していることが、湘南西部保健福祉圏域3市2町（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）での課題として認識されています。

また、障害者総合支援法に定める障害者の定義に難病等が加わったことも含め、障害の原因となる疾病や重度化を予防し機能を維持、向上を図るために保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

重症心身障害児者及び医療的ケアの必要な方の困り感に関するアンケート調査(H23.2)

＜湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会の報告＞

- ・重心や医療的ケアのある人のニーズに対応できるサービスは全体的に不足しています。
- ・特に不足しているサービスは短期入所で、日中の活動場所として日中一時支援事業（18歳未満）や地域活動支援センター（18歳以上）の利用ニーズが高い。
- ・サービス提供事業所は、医療面や環境面等の問題から受け入れの体制が十分には整っていません。
- ・家族の負担は、身体的・精神的介護負担や制度がわかりにくい、将来の不安を感じているといったことを上げています。

【施策の方向・事業】

難病や医療的ケアの必要な障害者等に対し、保健・医療・福祉の連携による支援体制を強化するとともに、日中活動の場の確保や、短期入所等福祉サービスが利用できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において事業所の動向を把握し、必要なサービス量の情報をサービス提供事業所等へ情報提供し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

主な事業	内容	主管課
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の運営 【再掲】	障害者及びその家族の個々の事情に即したサービスが提供されているか、また本市における地域課題や、施策提案等について協議検討を行います。	障害福祉課
障害者相談支援事業の充実 【再掲】	障害者が安心して地域生活を送るために、必要な情報を速やかにわかりやすく提供するとともに、個人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切に行える相談支援体制の充実について伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に協議、検討を行います。	障害福祉課
重症心身障害者日中一時利用支援事業の実施 【再掲】	医療ケアが必要な重症心身障害者を受け入れられる日中一時支援事業所を充実させるため、対象の障害者を受け入れた事業所にサービス費の加算をつけます。(平成27年度実施予定)	障害福祉課
湘南西部あんしんネット事業	重症心身障害者等で、通常の短期入所を利用するのが困難な方が利用できます。	障害福祉課
乳幼児の健康診査の充実	疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的に4か月児健診、7か月健康相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診があります。各年齢等に応じて内科、整形外科の診察、歯科検診のほか成長発達の確認、育児、栄養、歯科相談等を実施します。	子育て支援課
重度障害者医療費助成事業	重度障害者が医療機関を受診した場合の保険対象医療費の自己負担分を助成します。	障害福祉課
自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	身体障害児者が、治療することによって障害の程度が軽くなると期待できる医療を受けた場合に治療費の一部を負担します。	障害福祉課
自立支援医療（精神通院医療）給付事業	精神障害の医療を受けるために病院や診療所に通院する場合の治療費の一部を負担します。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の便宜を図るため特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課

(4) 安心して生活できるまちをつくる

① 住まいの場の整備

【現状と課題】

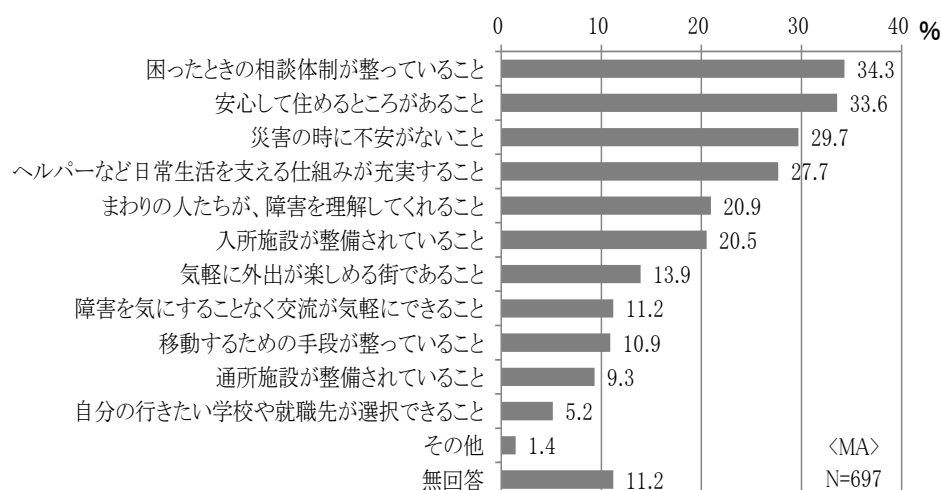
障害者等が自宅でより快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費の助成や、入所施設や長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まいの場や、自宅から自立した生活を送る場としてのグループホームの充実が求められています。

【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（障害当事者）

<障害者福祉で特に重要だと考えること>

「困ったときの相談体制が整っていること」「安心して住めるところがあること」が特に多い。



【施策の方向・事業】

障害者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、バリアフリー化に必要な住宅改良等の費用の助成を継続するとともに、市営住宅の実情に応じたバリアフリー化に取り組めます。

また、障害者等の地域における生活の場となるグループホーム等の設置を促進します。

主な事業	内容	主管課
重度障害者住宅設備改良費助成事業【再掲】	重度障害者のために、玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部を助成します。	障害福祉課
障害者グループホーム等設置促進事業【再掲】	新規にグループホームを設置する場合にそろえる調度品等の費用の一部を助成します。	障害福祉課

主な事業	内容	主管課
住宅改修費（介護保険制度）	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合、費用の一部を支給します。	介護高齢福祉課
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅における障害者の居住性向上、安全性確保を図るため、市営住宅長寿命化計画に基づき市営住宅のレバーハンドル化、手すりの設置を進めます。	建築住宅課

② 生活環境のバリアフリー化

【現状と課題】

車いすを使用する方では外出時のトイレ等物理的な障壁や、視覚障害や聴覚障害の方では情報面での障壁、障害に対する心ない言葉や視線等意識上の障壁など、障害等が社会生活をしていく上で様々な障壁（バリア）があり、これらを除去する施策の充実が求められています。

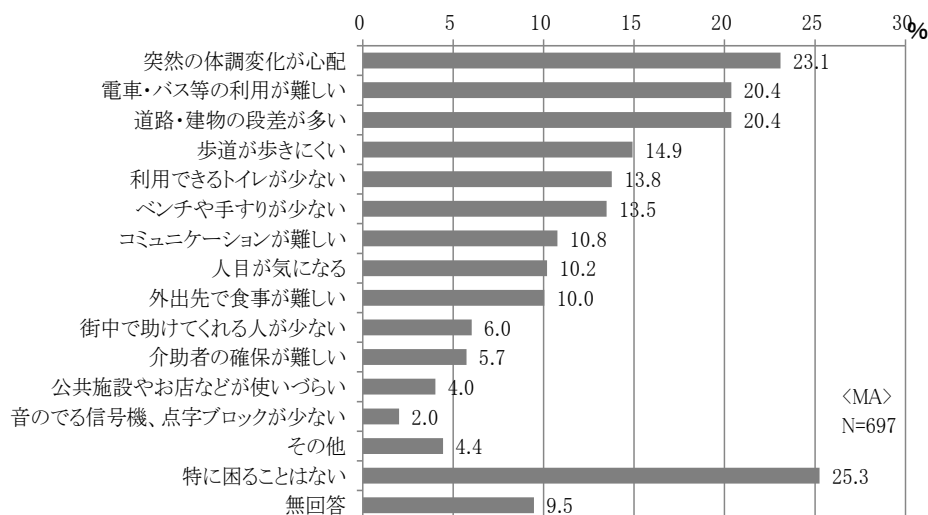
【アンケート・ヒアリング調査の意見】

市民意識調査（障害当事者）

<外出するときに困ること>

「特に困ることはない」が25.3%で最も多くなっている。それ以外では「突然の体調変化が心配」（23.1%）、「電車・バス等の利用が難しい」「道路・建物の段差が多い」（ともに20.4%）を2割以上の人が挙げている。

障害種類別では、身体障害で「特に困ることはない」、知的障害で「コミュニケーションが難しい」、精神障害で「突然の体調変化が心配」、その他の障害で「電車・バス等の利用が難しい」「道路・建物の段差が多い」が最も多くなっている。また、精神障害で「人目が気になる」、その他の障害で「外出先で食事が難しい」「介助者の確保が難しい」の数値が全体の割合よりも10ポイント以上高くなっている。



【施策の方向・事業】

障害者等が安心して地域で生活ができるよう、社会への参加を制約している様々な障壁を取り除き、ソフト、ハード面の両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

主な事業	内容	主管課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	主要公共施設のバリアフリー化の改修が概ね完了しているため、その他の既存施設について、改修や改築に合わせてバリアフリー化、及びユニバーサルデザイン化を推進します。	福祉総務課
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導	障害者や高齢者などが、自由に移動して社会参加できるよう、市開発事業事前協議申請時において、県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした県との協議を指導します。	福祉総務課
公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化への改善	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や本市が管理する市道の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう歩行空間のバリアフリー化を推進します。	道路整備課
バス等の公共交通機関へのバリアフリー化に関する要請【再掲】	障害者等の移動などの利便性や安全性の向上を図るため、バス事業者に必要な支援を行い、ノンステップバスの導入促進を図るとともに、鉄道事業者に対して駅施設等の改善について必要な要請を行います。	都市総務課 都市整備課
音響（音声）信号機の整備【再掲】	視覚障害者に対し、安全な移動を確保するため、音響式信号機の設置について、県に要望し所管の警察署と調整等を行います。	交通防犯対策課 障害福祉課
公文書の視覚障害者点字翻訳等実施【再掲】	市から視覚障害者等に対して発する通知文等を点字翻訳又は拡大文字により情報提供を行います。	総務課
障害者点字・声の広報サービス事業【再掲】	「広報いせはら」の点字版、音声版を作成し、視覚障害者への情報提供を行います。	広報広聴課
意思疎通支援事業【再掲】	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障害者の意思疎通を支援します。	障害福祉課

※基本目標 P16（1）－①相互理解の促進や P36（3）－①情報提供の充実 等の施策による取組も含まれます。

第4章 障害福祉サービスの充実

1 障害福祉サービスの見込み量と確保策

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の自立支援の観点から、福祉施設入所者の地域生活への移行について、目標値を設定します。

<国の基本指針>

平成25年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。

目標値は、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域移行するとともに、平成29年度末施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【現状】

平成23年度から平成25年度までで、福祉施設入所者が地域生活へ移行した人数は5人です。しかしながら、その間在宅より福祉施設へ入所した人数は10人で、在宅生活が困難な障害者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【目標値】

国の基本指針を基に福祉施設入所者への地域生活への移行を推進する一方で、在宅生活が困難な障害者の入所利用のニーズもあるため、平成29年度末における入所者数を86人とし、全体では1人の削減を目指します。

項目	数値	考え方
現入所者数	87人	H25年度末時点の入所者数 (A)
目標年度入所者数	86人	平成29年度末時点の利用見込 (B)
平成29年度末までの目標値 (削減見込数)	1人 1.1%	(A) - (B) = (C) (A)の4%以上の削減
平成29年度末までの目標値 (地域移行数)	7人 7.2%	地域移行者数 (D) (D)/(A) 12%以上

※削減見込み数 (C) と地域移行数 (D) の数字が異なるのは、新たに施設入所する人数を勘案していることによる。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」による入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、国及び県にて示された退院率の目標値及び退院後の精神障害者の状況やニーズ等を総合的に勘案し、精神障害者の地域生活への移行を推進するために、退院前の必要な情報の提供及び退院後の必要な生活環境の整備を行うための医療機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

※退院可能な精神障害者数等の把握が難しいため、具体的な目標値の設定はしません。

<国の基本指針>（成果目標の変更あり）

入院後3カ月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上と設定。また、長期在院者数については平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。

（3）地域生活支援拠点等の整備（新規）

障害者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、将来を見据えた障害者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障害者と一緒に考え、整理する機能、いわゆる総合的な相談支援機能が重要であると考えます。

そのため「基幹相談支援センター」を中心とした、関係機関とのネットワーク機能の充実を図るとともに、神奈川県で実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等、多岐にわたる障害福祉サービスの積極的な活用をコーディネートする相談支援機能の強化を図ります。

また、そこから見えてくる地域課題の整理や、解決に向けた具体的な取組については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において検討を行いながら、地域の体制づくりを行う拠点整備について推進を図ります。

<国の基本指針>

障害者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据えて、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成29年度末までに市町村または圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基本とする。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度中における福祉施設からの一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

【現状】

平成26年版障害者白書では、民間企業に雇用される障害者数が増加していること、障害者の就労意欲が高まっているとの報告があります。

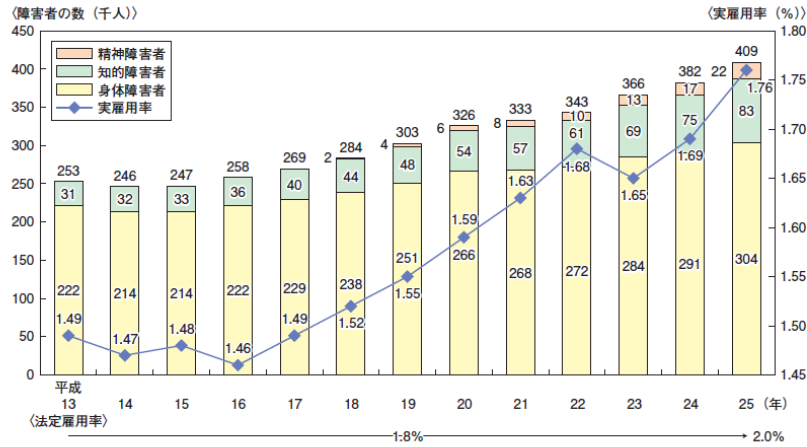
また、本市に住む障害者で福祉施設から一般就労へ移行した人数は、平成23年度1人、平成24年度6人、平成25年度6人と増加しており、一般就労に向けた支援及び職場定着への支援が必要となっています。

※P51 ⑤就労への支援 参照

第4章 障害福祉サービスの充実（障害福祉計画）

■ 図表5-5 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用される障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年度以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

注3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

参考：内閣府作成「平成26年版 障害者白書」より

【目標値】

平成25年4月に障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%へと引き上げとなり、民間企業の雇用も増加傾向にあります。

障害者が職業を通じて地域で自立した生活が送れるよう、平成29年度の一般就労移行者数を10人として、職場定着支援や生活支援等も含めた雇用対策の一層の充実を目指します。

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	6人	平成24年度において、福祉施設を退所して、一般就労した人の数
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	10人	平成29年度において、福祉施設を退所して、一般就労する人の数（約1.6倍）

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業所等の福祉施設を通じて一般就労への移行目標を達成するため、就労移行支援事業所を利用する人に関する目標値を設定します。

<国の基本指針>

平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数の6割以上増加するという国の基本指針を、将来に向けた長期的目標として、その趣旨は尊重し当面、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数に係る目標値は、平成26年度の動向を踏まえ、これまでの実績や障害者の状況やニーズ、事業所の状況を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定する。

【現状】

民間企業の雇用も増加傾向にあることより、就労移行支援事業の利用者数も平成23年度7人、平成24年度9人、平成25年度17人と増加しています。

【目標値】

就労に必要な知識や能力の向上のために、一般就労等を希望する障害者に対して、就労移行支援サービスを提供します。

項目	数値	考え方
平成25年度の就労移行支援事業利用者数	17人	平成25年度において、就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】平成29年度の就労移行支援事業利用者数	22人	平成29年度において、就労移行支援事業を利用する人の数（33%）

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率（新規）

就労移行支援事業所等の福祉施設を通じて一般就労への移行目標を達成するため就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

<国の基本指針>

各市町村の就労移行支援事業所の実利用者の就労移行率が、3割以上の事業所の数を確認し、市町村内の事業所全体の5割以上とすることを基本とする。

【目標値】

身近な地域において、一般就労への移行を積極的に実施する事業所数の確保に努めます。

項目	数値	考え方
平成25年度 就労移行支援事業所数	0事業所	平成25年度の市内事業所の実利用者の就労移行率が3割以上の事業所数
【目標値】平成29年度 就労移行支援事業所数	1事業所	市内事業所の実利用者の就労移行率が3割以上の事業所数（全体の5割以上）

（5）児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備（新規）

地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設「児童発達支援センター」の設置について、地域生活支援拠点等の整備に関する取組、及び子ども子育て支援計画における施策との整合を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。

（6）障害福祉サービス等の見込み

障害福祉サービスごとに、平成23年度から平成26年度実績（見込）を基に、平成29年度までを予測して、目標数値を設定しています。

表の数値は各年度の1カ月当たりの見込量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

「時間分」・・・月間のサービス提供時間

「人日分」・・・「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

（例えば、10人が平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

「人分」・・・月間の利用人数

① 訪問系サービス

1 居宅介護

身体、知的、精神障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護の他、外出の際の移動支援等を総合的に行います。

3 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

4 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。

5 重度障害者等包括支援

居宅介護を始めとする福祉サービスの包括的支援で、常に介護を必要とする人が対象です。

【現況】

居宅介護の利用者は身体障害者、精神障害者の利用が多く、年々増加傾向にあります。

【利用実績】

＜訪問系サービスの1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
1居宅介護	88	1,350	104	1,648	101	1,601	115	1,782
2重度訪問介護	1	530	1	695	1	690	1	695
3同行援護	20	582	21	607	25	622	24	720
4行動援護	0	0	0	0	2	14	2	14
5重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0
計	109	2,462	126	2,950	129	2,927	142	3,211

【見込量】

＜訪問系サービスの1カ月当たりの見込量＞

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	時間/月	実人数	時間/月	実人数	時間/月
1居宅介護	125	1,937	135	2,092	145	2,247
2重度訪問介護	1	695	1	695	1	695
3同行援護	24	720	25	750	26	780
4行動援護	3	21	3	21	3	21
5重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	153	3,373	164	3,558	175	3,743

【見込量の考え方及び方策】

利用実績を基に利用人数を見込み、居宅介護は一人当たり月15.5時間、同行援護は一人当たり月30時間、行動援護は一人当たり月7時間として、利用人数に乗じて算出しています。

訪問系のサービスの利用人数は増加傾向にあります。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

【現況】

平成25年度に事業所が市内に1カ所新設されました。常に介護が必要な障害者の日中活動の場として需要があります。

【利用実績】

＜生活介護の1カ月当たりの利用実績＞

内 容	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	132	2,644	143	2,836	147	2,925	157	3,297

【見込量】

＜生活介護の1カ月当たりの見込量＞

内 容	27 年度		28 年度		29 年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
生活介護	160	3,200	170	3,400	180	3,600

【見込量の考え方及び方策】

生活介護は、日中活動の場として利用ニーズが高く、過去の実績から、単年度10人ずつの増加及び一人当たり月20日として見込みました。

生活介護の利用人数は増加傾向にあります。一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活が出来るよう、一定期間身体機能等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（機能訓練）の利用者は主に身体障害者が多く、利用実績より利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】

<自立訓練（機能訓練）の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	2	12	3	30

【見込量】

<自立訓練（機能訓練）の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（機能訓練）	3	30	3	30	3	30

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度3人、一人当たり月10日として利用人数に乗じて算出しています。

市内に事業所がなく、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることより、現状を維持していきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活が送れるよう、一定期間生活能力等の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

自立訓練（生活訓練）の利用者は、主に知的障害者が多く、利用人数には大きな変動はありません。

【利用実績】

<自立訓練（生活訓練）の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	7	111	4	84	7	142	4	80

【見込量】

<自立訓練（生活訓練）の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
自立訓練（生活訓練）	7	140	7	140	7	140

【見込量の考え方及び方策】

サービスの性質上、長期の利用はなく、入れ替わりの利用となると考えられるため、大きな変動はないものとして単年度7人、一人当たり月20日として利用人数に乗じて算出しています。

市内に事業所がないことより、近隣市の事業所を利用していますが、利用人数は少なく、通所可能な範囲であることより、現状を維持していきます。

エ 就労移行支援

就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現況】

平成26年度に事業所が市内に1カ所新設され、また民間企業の雇用率も増加傾向にあることにより、就労移行支援事業の利用人数も増加傾向にあります。

【利用実績】

＜就労移行支援の1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	7	136	9	170	17	295	15	300

【見込量】

＜就労移行支援の1カ月当たりの見込量＞

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労移行支援	18	360	20	400	22	440

【見込量の考え方及び方策】

就労移行支援は、民間企業の雇用の増加傾向を考え、単年度2人ずつの増加、一人当たり月20日として利用人数に乗じて算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

平成26年度に事業所が市内に1カ所新設され、事業所を利用する範囲が、隣接市町村域を越えて広域化していることより、利用人数も増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（A型）の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	4	91	6	97	8	158	14	298

【見込量】 <就労継続支援（A型）の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（A型）	15	300	16	320	17	340

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（A型）事業は、利用人数が増加傾向にあることにより単年度1人ずつの増加、一人当たり月20日として利用人数に乗じて算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対し、働く場所を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

【現況】

日中活動系サービスの中で一番利用人数が多いサービスであり、身体障害者、知的障害者の利用人数に大きな変動のない中で、精神障害者の利用人数が全体の約4割を占めており、年々増加傾向にあります。

【利用実績】 <就労継続支援（B型）の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	126	1,994	142	2,231	156	2,348	175	2,940

【見込量】 <就労継続支援（B型）の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
就労継続支援（B型）	190	3,040	210	3,360	230	3,680

【見込量の考え方及び方策】

就労継続支援（B型）は、利用人数が増加傾向にあることにより単年度20人ずつの増加、一人当たり月16日として利用人数に乗じて算出しています。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において利用状況や事業所の動向を把握し、就労意欲に応える体制づくり及び工賃向上を図るための受注の拡大等の促進を図るとともに、利用者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【現況】

平成24年度以降、法改正により18歳以上の重症心身障害児入所施設利用者が移行されたことにより、増加しています。

【利用実績】

＜療養介護の1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	3	13	13	13

【見込量】

＜療養介護の1カ月当たりの見込量＞

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
療養介護	14	15	16

【見込量の考え方及び方策】

療養介護は、利用ニーズを考え、単年度1人ずつの増加として算出しています。医療機関でのサービス提供であるため、医療機関と連携を図りながら、利用者に応じた適切なサービス提供ができるよう、サービス量の確保及びサービスの提供体制の整備に努めます。

ク 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

利用者数、サービス量ともに大きな変動はなく、安定的な利用状況となっています。

【利用実績】

<短期入所の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所	35	225	40	289	37	268	38	291

【見込量】

<短期入所の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
短期入所	40	280	42	294	44	308

【見込量の考え方及び方策】

短期入所は、利用人数の大幅な増加はみられませんが、介護者のレスパイトや緊急時の利用、また潜在的なニーズを踏まえ、単年度2人ずつの増加、一人当たり月7日として利用人数に乗じて算出しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者くらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談、及び入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【現況】

平成26年4月より共同生活を行う住居での介護が柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

障害者の地域移行が進み、地域における居住の場としてのグループホームの設置が進むことで、利用人数も増加すると考えられます。

【利用実績】

<共同生活援助・共同生活介護の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助（グループホーム）	13	10	13	66
共同生活介護（ケアホーム）	37	44	45	

【見込量】

<共同生活援助の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
共同生活援助（グループホーム）	70	74	78

【見込量の考え方及び方策】

共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設、精神科病院からの地域移行を推進する上で重要な施策であり、利用人数は着実に増加しています。また、新たな施設整備も踏まえ、単年度4人ずつの増加で算出しています。

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促すとともに、低所得の人への家賃助成やグループホーム新設事業者への設備費の一部補助等、サービスの提供体制の整備に努めます。

イ 施設入所支援

入所施設において夜間における居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現況】

平成23年度から平成25年度までで、福祉施設入所者が地域生活へ移行した人数は5人です。しかしながら、その間在宅より福祉施設へ入所した人数は10人で、在宅生活が困難な障害者の福祉施設への入所利用のニーズも高い状況にあります。

【利用実績】

<施設入所支援の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	81	88	87	87

【見込量】 <施設入所支援の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
施設入所支援	88	87	86

【見込量の考え方及び方策】

本人の利用意向を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行や、地域での定着を支援するとともに、福祉施設への入所支援の必要な人も含め、単年度1人ずつの減少で算出しています。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24年度から平成26年度までの3年間に、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対してサービス等利用計画が必要となり、平成24年度より計画的に作成をしました。

【利用実績】 <計画相談支援の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	3	24	164	170

【見込量】 <計画相談支援の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
計画相談支援	175	180	185

【見込量の考え方及び方策】

計画相談支援は、平成26年度の見込みを基に、単年度5人ずつの増加を見込み算出しています。

計画相談支援は、障害者本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現する上で重要な役割を担っています。

伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。



相談支援部会の様子（伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会の取組）

イ 地域移行支援

現在、入院、福祉施設へ入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。

【現況】

平成24年度に精神科病院からの地域移行支援を1人実施しました。

【利用実績】

＜地域移行支援の1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援		1	0	0

【見込量】

＜地域移行支援の1カ月当たりの見込量＞

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域移行支援	1	2	3

【見込量の考え方及び方策】

地域移行支援については、福祉施設からの退所や病院からの退院を支援し、地域移行を進めるうえで大きな役割を担っています。利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

ウ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活の不安定な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性で起きた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【現況】

ほとんどの人が地域移行支援から地域定着支援を利用すると想定され、現況では実績はありません。

【利用実績】

<地域定着支援の1カ月当たりの利用実績>

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援		0	0	0

【見込量】

<地域定着支援の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
地域定着支援	1	2	3

【見込量の考え方及び方策】

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が、地域で安心した生活を継続するためには、地域移行支援との一体的な利用が考えられるため、地域移行支援で見込む人数全員が利用するものとして、利用人数を算出しています。

利用者一人ひとりに応じたケアマネジメントを実施することを踏まえ、計画相談支援との役割分担を考慮しながら、適切にサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

⑤ 障害児系サービス

ア 障害児通所支援

未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行っています。

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

2 放課後等デイサービス

授業の終了後、又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

3 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

4 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

【現況】

放課後等デイサービスは、利用人数の増加が著しく、平成24年度に比べ、平成26年度見込では1.79倍となっています。

また、保育所等訪問支援については、サービス提供事業所の提供体制が整ったことにより、平成26年度より増加が著しくなっています。

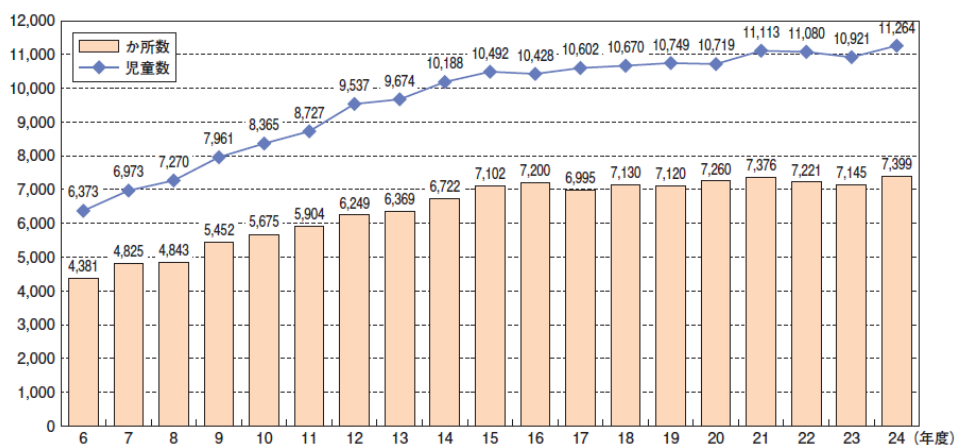
【利用実績】

＜障害児通所支援の1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度		24年度		25年度		26年度見込	
	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月	実人数	人日/月
児童デイサービス	260	717						
児童発達支援			162	579	146	515	150	750
放課後等デイサービス			67	376	86	487	120	600
保育所等訪問支援			0	0	2	4	35	35
医療型児童発達支援			0	0	0	0	0	0

参考資料：平成26年版 障害者白書

■ 図表5-3 障害児保育の実施状況推移



注：児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数
資料：厚生労働省

特別児童扶養手当（※）の受給者数が増加するとともに、障害児保育を実施する保育所も増加している。

【見込量】 <障害児通所支援の1カ月当たりの見込量>

内容	27年度		28年度		29年度	
	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月	実人数	人日分/月
児童発達支援	152	760	154	770	156	780
放課後等デイサービス	125	625	130	650	135	675
保育所等訪問支援	35	70	35	70	35	70
医療型児童発達支援	1	5	1	5	1	5

【見込量の考え方及び方策】

- 1 児童発達支援は、療育（発達）相談よりサービス利用につながる場合が多く、年々相談件数が増加傾向にあるため、単年度2人ずつ増加、一人当たり月5日として利用人数に乗じて算出しています。
- 2 放課後等デイサービスは、利用人数が増加傾向にあることにより単年度5人ずつ増加、一人当たり月5日として利用人数に乗じて算出しています。
- 3 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問した専門職支援であり、発達（療育）相談事業による保育所等への巡回相談との役割分担を考慮しながら、利用人数は大きな変動はないものとして単年度35人、月2日として利用人数に乗じて算出しています。
- 4 医療型児童発達支援は、利用実績がないため、単年度1人、月5日として利用人数に乗じて算出しています。

障害児支援を利用する人数は着実に増加しており、障害児支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れながら、総合的な形での支援を実践していくことが重要であると考えます。

発達の段階に応じた適切なサービス提供ができるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

イ 障害児相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての児童を対象に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況】

平成24年度から平成26年度までの3年間に、障害福祉サービスを利用するすべての児童に対して障害児支援利用計画を作成することとなったため、平成24年度より計画的に実施し、ほぼ全ての児童に対して障害児支援利用計画が作成されています。

【利用実績】

＜障害児相談支援の1カ月当たりの利用実績＞

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	人分/月	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援		15	36	270

【見込量】

＜障害児相談支援の1カ月当たりの見込量＞

内容	27年度	28年度	29年度
	人分/月	人分/月	人分/月
障害児相談支援	277	284	291

【見込量の考え方及び方策】

障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用人数にて算出しています。

障害児相談支援は、障害児本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現することが重要です。

伊勢原市障がい者くらしを考える協議会相談支援部会において、支援困難な事例等を検討しながら相談員のスキルアップを図るとともに、一人ひとりに応じたケアマネジメントが提供できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

（7）地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

平成23年度から平成26年度実績（見込）を基に、平成29年度までを予測して、1年間の目標数値を設定しています。

① 理解促進研修・啓発事業

障害や障害のある人についての関心と正しい理解を深めるため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等とともに障害者の生活状況等を把握し「障害者週間」を始め、様々な機会を通じて研修及び普及・啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動について助成金を交付する等支援を行います。

③ 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

ア 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を開催します。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

本市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員等を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居に支援が必要な障害者について、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度の利用が有効な知的障害者又は精神障害者等に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障害者に申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

資力の有無にかかわらず成年後見制度を必要としている方に適切な支援ができるよう、法人として後見人に就任する。

【利用実績】

＜相談支援事業の年間利用実績＞

内容		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	2	4	5	9
	基幹相談支援センター設置	実施の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	0	2	0	5

【見込量】

＜相談支援事業の年間見込量＞

内容		単位	27年度	28年度	29年度
相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	10	11	12
	基幹相談支援センター設置	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方及び方策】

障害者相談支援事業は、包括的役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会を中心に、関係機関とのネットワークの強化及び相談支援体制の充実に向けた取組を行います。

また、成年後見制度利用支援事業については、判断能力が十分ではない障害者が、地域で適切な支援が受けられるよう制度周知を図るとともに、権利擁護体制の強化を図ります。

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を障害福祉課窓口を設置する事業などを通じて、障害者の意思疎通を支援します。

【利用実績】

＜意思疎通支援事業の年間利用実績＞

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数		25	33	30
	延件数	144	201	263	294
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1

【見込量】

＜意思疎通支援事業の年間見込量＞

内容	単位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	31	32	33
	延件数	325	355	385
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

手話通訳者、要約筆記者の派遣についてのコーディネートを行い、サービスの向上に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者及び必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 日常生活用具給付事業

主に重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

＜日常生活用具の種類＞

ア 介護訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベッドなど

イ 自立生活支援用具

入浴補助用具・頭部保護帽・移動、移乗支援用具・T字状、棒状の杖・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置など

ウ 在宅療養等支援用具

透析液加温器・ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計（音声式）など

エ 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工咽頭・点字図書など

オ 排泄管理支援用具

ストマ用装具・収尿器

カ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作補助用具

【利用実績】

＜日常生活用具給付事業の年間給付件数実績＞

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
介護訓練支援用具	6	9	3	4
自立生活支援用具	22	22	22	16
在宅療養等支援用具	10	20	23	20
情報・意思疎通支援用具	31	31	30	32
排泄管理支援用具	1,397	1,476	1,494	1,554
居宅生活動作補助用具	0	0	1	1

【見込量】

＜日常生活用具給付事業の年間給付件数見込量＞

内容	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	22	22	22
在宅療養等支援用具	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	31	31	31
排泄管理支援用具	1,614	1,674	1,734
居宅生活動作補助用具	1	1	1

【見込量の考え方及び方策】

直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴う、排泄管理支援用具の増加があり、給付件数も増加していくものとして見込みました。それ以外の用具については、おおむね現状どおりの件数を見込んでいます。引き続き、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

手話を必要とする聴覚障害者の意思疎通支援を充実するため、手話奉仕員養成研修を実施します。

【利用実績】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者実績>

内容	23年度	24年度	25年度	26年度見込
手話奉仕員養成研修事業			14	15

【利用見込】 <手話奉仕員養成研修事業の年間研修終了者見込量>

内容	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	20	20	20

【見込量の考え方及び方策】

日常会話程度の表現技能を習得し、日常生活及び交流活動等における支援者、理解者を地域に増やすことを目的に行います。単年度20人として研修修了者を算出し、引き続き計画的な手話奉仕員養成研修を実施します。

⑦ 移動支援事業

障害者で外出時に支援が必要な方に対し、日常生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【利用実績】 <移動支援事業の年間実績>

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
移動支援事業	実利用人数	113	104	110	113
	延利用時間	10,230	6,957	7,068	7,437

【利用見込】 <移動支援事業の年間見込量>

内容	単位	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用人数	115	117	119
	延利用時間	7,590	7,722	7,854

【見込量の考え方及び方策】

平成23年10月より視覚障害者を対象とした「同行援護」が始まり、対象者が移行したことによる利用時間の減少がみられます。利用人数は大幅な変動がないため、単年度2人ずつの増加、一人当たり月5.5時間として算出しています。

地域における障害者の社会参加の促進を支援するため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

⑧ 地域活動支援センター

障害者の創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会交流的活動等の日中活動の場を提供します。

【利用実績】 <地域活動支援センターの年間利用実績>

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	4	4	3
	実利用人数	54	67	67	48
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	11	11	10	9
	実利用人数	15	16	14	13

【利用見込】 <地域活動支援センターの年間利用見込量>

内容	単位	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター (市内事業所利用分)	箇所数	3	3	3
	実利用人数	48	48	48
地域活動支援センター (他市事業所利用分)	箇所数	9	9	9
	実利用人数	13	13	13

【見込量の考え方及び方策】

地域活動支援センターは、障害福祉サービスへの移行も想定されますが、現在の利用実績を維持するものとし算出し、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助の継続に努めます。

⑨ 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、訪問による入浴サービスを提供します。

【利用実績】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用実績＞

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
訪問入浴サービス事業	実利用人数	5	8	10	12
	延利用回数	244	367	824	962

【見込量】

＜訪問入浴サービス事業の年間利用見込量＞

内容	単位	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	実利用人数	13	14	15
	延利用回数	1,092	1,176	1,260

【見込量の考え方及び方策】

訪問入浴サービスは、単年度1人ずつの増加、一人当たり月7回として利用人数に乗じて算出しています。地域における障害者の生活を支援するため、引き続き制度の利用継続に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援と介護負担の軽減を支援します。

【利用実績】

＜日中一時支援事業の年間利用実績＞

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
日中一時支援事業	実利用人数	134	148	161	174
	延利用回数	10,379	10,577	12,196	14,743

【利用見込】

＜日中一時支援事業の年間利用見込量＞

内容	単位	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	実利用人数	187	200	213
	延利用回数	13,464	14,400	15,336

【見込量の考え方及び方策】

利用人数は年々増加傾向にあるため、単年度13人ずつの増加、一人当たり月6日として利用人数に乗じて算出しています。

今後は、医療的ケアが必要な重症心身障害児者の受入れ体制も含め、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受け入れ体制の確保や新規参入を促します。

⑪ 社会参加促進事業

ア 点字、声の広報等発行事業

視覚障害者が地域生活をするために必要な情報を提供できるよう、広報紙等の点字、音声訳等を定期的に行います。

【利用実績】 <点字、声の広報等発行事業の年間利用実績>

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	29	29	29	29
	発行回数	23	23	23	23

【利用見込】 <点字、声の広報等発行事業の年間利用見込量>

内容	単位	27年度	28年度	29年度
点字、声の広報等発行事業	実利用人数	29	29	29
	発行回数	23	23	23

【見込量の考え方及び方策】

点字、声の広報等発行事業は、「広報いせはら」を「点訳広報」または「声の広報」として作成し、年間23回対象者へ配付しています。地域における障害者の生活を支援するため、引き続き制度の利用継続に努めます。

イ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が運転免許を取得する場合に、技能教習に要した費用の一部を助成します。

【利用実績】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用実績>

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	1	0	0	2

【利用見込】 <自動車運転免許取得費用助成の年間利用見込量>

内容	単位	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得費用の助成	実利用人数	2	2	2

【見込量の考え方及び方策】

自動車運転免許取得費用は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度2人として算出しています。地域における障害者の生活を支援するため、引き続き制度の利用継続に努めます。

ウ 自動車改造費の助成

身体障害者が自ら所有し、運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を一部助成します。

【利用実績】 <自動車改造費用助成の年間利用実績>

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
自動車改造費の助成	実利用人数	2	6	3	4

【利用見込】 <自動車改造費用助成の年間利用見込量>

内容	単位	27年度	28年度	29年度
自動車改造費の助成	実利用人数	5	5	5

【見込量の考え方及び方策】

自動車改造費の助成は、利用人数は大幅に変動しないものとして単年度5人として算出しています。地域における障害者の生活を支援するため、引き続き制度の利用継続に努めます。

エ 重度障害者移送サービス事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を社会福祉協議会に委託し、外出の際の移動を支援します。

【利用実績】

＜重度障害者移送サービス事業の年間利用実績＞

内容	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
重度障害者移送サービス事業	延利用回数	394	272	371	350

【利用見込】

＜重度障害者移送サービス事業の年間利用見込量＞

内容	単位	27年度	28年度	29年度
重度障害者移送サービス事業	延利用回数	400	450	500

【見込量の考え方及び方策】

福祉有償運送事業が定着してきていますが、リフト付きハンディキャブ（やまどり号）の利用ニーズは高いため、引き続き委託を継続し、移動の支援を行います。

第5章 計画の円滑な推進

1 計画目標の達成に向けた推進体制の整備

本計画の目標達成に向けて、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会を中心に、関係機関及び障害者団体、地域住民等とのネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の円滑な実施と計画の推進体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握・点検し、事務局となる障害福祉課が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進にあたっては、社会経済状況の変化などに対して必要な見直しを行うとともに、「伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」の中で、計画通りに行われているか、サービスの必要量と供給量や質等について、適宜、サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努め、その点検を行います。

資料編



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会設置要綱
(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うことにより、障害のある人が障害のない人と共に暮らせる地域をつくることを目的として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び課題の情報共有
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整
- (4) 法第4条に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の支援体制に係る課題整理並びに社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び法第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定、進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (7) その他障害福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害者支援施設者又は障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障害者関係団体
- (8) 障害者等又はその家族
- (9) 行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

2 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(企画運営会議)

第9条 次の事項について協議するため、企画運営会議を置くことができる。

(1) 協議会運営に関すること。

(2) 専門部会の活動内容の把握及び課題等の情報共有

(3) 計画案の策定、その他計画案の策定に必要な事項に関すること。

2 企画運営会議の委員は、第5条第1項の会長及び副会長並びに、前条第1項の部会長をもって組織する。

3 企画運営会議は、会長が召集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び専門部会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の取扱いについて、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）の趣旨を十分尊重し、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会、専門部会及び企画運営会議の庶務は、伊勢原市障害福祉主管課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市障害者自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会名簿

（任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで）

◎会長 ○副会長

区 分	団 体 名	委員名
学識経験者	東海大学健康科学部	西原 留美子
相談支援事業所	(社福)常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	岡西 博一
	(NPO法人)かでの湘南 相談支援やすらぎ	喜多 祐荘
福祉サービス提供事業所	(社福)緑友会 みどり園	菅原 敦
	(社福)至泉会 すこやか園	藤原 雄三
	○(社福)さくらの家福祉農園	勝田 俊一
	(社福)かながわ共同会秦野精華園	國原 芳治
	(社福)伊勢原市社会福祉協議会	小澤 和博
医療・保健関係	平塚保健福祉事務所 秦野センター	猿田 貴美子
教育・雇用関係	伊勢原養護学校	田崎 恵美子
	平塚養護学校	田中 智子
	平塚公共職業安定所	高橋 徳好
	神奈川能力開発センター	雑色 吉臣
	(社福)進和学園 障がい者就業・生活支援センターサンシティ	大久保 一雄
企 業	伊勢原市雇用促進協議会	小島 利春
障害者団体	伊勢原市身体障害者協会	太田 富弘
	◎(NPO法人)伊勢原市手をつなぐ育成会	大杉 あや子
	(NPO法人)こだま会	槇島 美恵子
行政関係	子ども家庭相談室	吉川 和良
	障害福祉課	佐伯 明

<専門部会>

相談支援部会	(福)緑友会 つくし相談室	柳田 将志
権利擁護部会	(NPO法人)かでの湘南	喜多 祐荘
こども支援部会	(福)至泉会 すこやか園	伊藤 美晴
災害時支援部会	(福)緑友会 みどり園	菅原 敦
精神障害者支援部会	NPO法人 そよ風 伊勢原そよ風ハウス	綿貫 眞知子
就労支援部会	職業訓練法人 神奈川能力開発センター	大木 三津子
当事者部会	伊勢原市身体障害者福祉協会	米山 昇

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会企画運営会議名簿

		事業所名	氏名
1	会長	NPO 法人 伊勢原市手をつなぐ育成会	大杉 あや子
2	副会長	(福) さくらの家福祉農園	勝田 俊一
3	相談支援部会	(福) 緑友会 つくし相談室	柳田 将志
4	権利擁護部会	NPO 法人 かでの湘南	喜多 祐荘
5	こども支援部会	(福) 至泉会 すこやか園	伊藤 美晴
6	災害時支援部会	(福) 緑友会 みどり園	菅原 敦
7	精神障害者支援部会	NPO 法人 そよ風 伊勢原そよ風ハウス	綿貫 真知子
8	就労支援部会	職業訓練法人 神奈川能力開発センター	大木 三津子
9	当事者部会	伊勢原市身体障害者福祉協会	米山 昇
10	湘南西部保健福祉 圏域自立支援協議会	(福) 常成福祉会 丹沢自律生活支援センター総合相談室	岡西 博一
11	学識経験者	東海大学健康科学部	西原 留美子

計画策定の経過

(1) 伊勢原市社会福祉審議会

第1回社会福祉審議会

日時 平成26年8月28日(火) 14:00~16:00

場所 伊勢原市民文化会館 展示室

参加人数 14名

- 1 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について

第2回社会福祉審議会

日時 平成26年12月19日(金)

場所

参加人数 名

- 1 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画素案について

第3回社会福祉審議会

日時 平成27年2月 日()

場所

参加人数

- 1 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について

(2) 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

第1回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

日時 平成26年7月3日(木) 14:00~16:00

場所 伊勢原市子ども科学館 第3会議室

参加人数 23名

- 1 「平成26年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会」全体の取組について
- 2 各専門部会の活動報告について
- 3 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について
- 4 湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会における今年度の取組について

第2回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会

日時 平成26年10月14日(木) 14:00~16:00

場所 伊勢原市役所 全員協議会室

参加人数 20名

- 1 各専門部会の活動報告について
- 2 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定に関する事項について
- 3 第2回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会の内容について

第3回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会

日時 平成27年2月3日(火) 14:00~16:00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 名

- 1 平成26年度各専門部会の活動報告および平成27年度活動計画について
- 2 平成26年度相談支援事業実施状況報告について
- 3 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について
- 4 第3回湘南西部保健福祉圏域自立支援協議会の内容について

(3) 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会企画運営会議

第1回企画運営会議

日時 平成26年6月24日(火) 14:00~16:00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 13名

- 1 平成26年度伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会全体の取組及び各専門部会の活動報告について
- 2 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について
- 3 第1回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会内容について

第2回企画運営会議

日時 平成26年8月5日(火) 10:00~12:00

場所 伊勢原市立図書館 1階 第1会議室

参加人数 14名

- 1 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画の基本体系等について

第3回企画運営会議

日時 平成26年9月24日(水) 14:00~16:00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数 10名

- 1 各専門部会の活動報告について
- 2 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定に関する事項について
- 3 第2回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会内容について

第4回企画運営会議

日時 平成26年11月26日(水) 10:00~12:00

場所 伊勢原市立図書館 1階 第2会議室

参加人数 13名

- 1 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画素案について

第5回企画運営会議

日時 平成27年1月23日(金) 14:00~16:00

場所 伊勢原市役所 2階 2C会議室

参加人数

- 1 各専門部会の活動報告について
- 2 伊勢原市障害者計画・第4期障害福祉計画策定について
- 3 第3回伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会内容について

用語解説

あ行

◎NPO 法人

民間非営利組織のこと。Non Profit Organization（ノ・プロフィット・オーガニゼーション）の略。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織のこと。

◎エンパワメント

一人ひとりが誰でも潜在的にもっている力や個性を引き出し、発揮させること。

か行

◎基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

◎ケアマネジメント

障害者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。

◎権利擁護

自己の権利を主張することが困難な障害者等の権利を守るために、ニーズを自ら表明することを支援し、または代弁すること。

さ行

◎サービス等利用計画（障害児支援計画）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）が作成する。

◎障害者雇用支援月間

昭和23年8月のヘレンケラー女史の日本訪問を機に、労働省（当時）は9月1日から7日までを「身体障害者職業更生週間」と定めました。その後、昭和38年から9月を「障害者雇用促進月間」と定め、平成16年からは「障害者雇用支援月間」に名称変更され、全国的に様々な啓発・支援活動が行われています。

◎障害支援（程度）区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分。市区町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、介護給付の申請があった場合に認定が行われる。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。なお、障害者総合支援法の成立に伴い、平成26年4月からは「障害支援区分」へと改称され、内容も見直された。

◎障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。

◎障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」といいます。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。（高次機能障害や難病なども含まれます。）

◎障害者に対する合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。（障害者権利条約第2条）

◎障害者の法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合。平成25年4月からは、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

◎障害者白書

障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障害者のために講じた施策の概況について明らかにしているもの。

◎障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業

湘南西部圏域の3市2町（平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町）が地域連携を活用した支援体制づくりを行うことで、拠点事業所が中心となり、支援困難な障害児者（重症心身障害児者等）に対して、短期入所等福祉サービスを提供する。

◎障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

重層的な相談支援体制を構築し、広域のかつ専門的な支援を行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的に「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」を横浜・川崎・相模原を除く県内5圏域で民間の相談支援事業者に委託。3市2町（平塚市・伊勢原市・秦野市・大磯町・二宮町）を合わせた、湘南西部障害保健福祉圏域では、丹沢自律生活センター総合相談室が平成21年度からこの事業を受託し、「湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」と称し活動している。

◎自立支援医療（精神通院）医療

公費負担医療のひとつ。精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

◎重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害という。

た行

◎特定疾患

厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患をさす。現在は130疾患が対象となっている。難病とも称される。

な行

◎ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、すべて人として一般社会の中で普通の生活が送れるように共に生活するのが当たり前であるという考え方。

は行

◎パブリックコメント

「意見公募」と言い換えることができる。行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法。

◎バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている。

ま行

◎民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

◎モニタリング

ケアマネジメントの一過程。支援計画に照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。モニタリングされた事項は、支援チームにおいて評価され、必要に応じて支援計画の変更を検討する。

や行

◎ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

ら行

◎ライフステージ

人の発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れ、これをライフステージ（発達段階）と呼んでいる。一般に、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分している。

◎ライフサイクル

人が生まれ育ち青年期を迎え、やがて成人し、さらに老年の円熟を経て死に至る過程のことをいう。人生周期または生活周期と訳される。

◎レスパイト

障害者（児）の親や家族を一時的に障害者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

◎リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべてにおいて人としての本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。

伊勢原市内障害福祉サービス等事業所一覧

名称	所在地	主な事業内容
みどり園	粟窪605-1	生活介護、施設入所支援、短期入所、日中一時
ひびた	神戸480-1	生活介護
デイ空	板戸208-101	生活介護
あとり	板戸559-1	生活介護
すぎな	池端270-1城所ハイツ108	グループホーム
ひまわり	石田239-1	グループホーム
げんき家	桜台2-16-25-201	グループホーム
秦野精華園第9生活ホーム	桜台1-34-48 ㊦パ㊦桜台	グループホーム
みらい伊勢原	板戸262-2	グループホーム
ケアホーム虹	神戸583-1	グループホーム
生活ホームつくし	上粕屋1496-8	グループホーム
青空	桜台1-40-36	グループホーム
湘南福祉工場	鈴川50-3	就労継続支援A型
スワンベーカーリー湘南店	田中256-1	就労継続支援A型
ドリーム	桜台5-12-27	就労継続支援B型、就労移行支援
クローバー	沼目3-11-3	就労継続支援B型、日中一時
さくらの家福祉農園	岡崎6940-2	就労継続支援B型・生活介護
つくし	伊勢原3-6-7	就労継続支援B型
ワークショップ 花水木	桜台3-5-25	就労継続支援B型
貴有意の郷	池端181	就労継続支援B型
アトリエ ヴェルデ	田中70-5 カライトアス101・201	就労継続支援B型
そよ風ハウス	沼目5-19-4	就労継続支援B型
すこやか園	桜台4-5-20	児童発達支援、保育所等訪問支援、 地域活動支援センター、日中一時（ひなたぼっこ）
こども教室・あん	岡崎6773-6	児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
つくしんぼ	田中300 1階	児童発達支援、日中一時、放課後等デイサービス
ひこうせん	下糟屋95-4	放課後等デイサービス
めだかくらぶ	高森3-14-26	日中一時
ひこうせんクラブ	粟窪150-3	日中一時
ゆめ	桜台1-18-22ファミリー101	日中一時

名称	所在地	主な事業内容
しあわせ学級	串橋150-3-105	日中一時
コレイブ おおやまみち	上粕屋11	地域活動支援センター
ねくすと	伊勢原4-10-5	地域活動支援センター
指定特定相談支援事業所 ドリーム	桜台1-18-22フェリハム101	指定特定相談支援事業所
障がいサポートコールラビ	岡崎6940-2	指定特定相談支援事業所
つくし相談室	伊勢原3-6-7	指定特定相談支援事業所
Breeze (ブリーズ)	沼目5-19-4	指定特定相談支援事業所
すこやか園生活支援センター	桜台4-5-20	指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所
こども教室・あん	岡崎6773-6	指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所
サポートセンターひこうせん	下糟屋95-4	指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所
つくしんぼ	田中300 2F-202	指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所